

# 年度更新ハンドブック

令和6年度版

(事務組合用)

年度更新集合受付日程表						
7 / 1 (月)	7 / 2 (火)	7 / 3 (水)	7 / 4 (木)	7 / 5 (金)	7 / 8 (月)	7 / 9 (火)
春日部 行田	川口 朝霞	浦和	熊谷 本庄 秩父	大宮	所沢 飯能 草加	川越 東松山 越谷

会 場 埼玉労働局 LAタワー14階大会議室  
(さいたま市中央区新都心10-2)

受付時間 午前9時～午後3時

※ 駐車場は有料になります

埼玉労働局総務部労働保険徴収課

# 目 次

1.	年度更新事務の流れ	1
2.	労働保険料等の算定	
(1)	労災保険	2
	・特別加入保険料算定基礎額月割り早見表	3
(2)	雇用保険	4
(3)	一般拠出金	4
(4)	建設の事業の労災保険料等の算定	5
(5)	立木の伐採の事業の労災保険料等の算定	6
3.	年度更新諸用紙の記入例	
①	賃金等の報告（継続事業用）及び納入通知書・領収書	8
②	一括有期事業報告書・一括有期事業総括表	10
③	総コンシステム利用の賃金等の報告（一括有期用）	12
④	申告書内訳・申告書（手書き用）	16
⑤	申告書内訳・申告書（組機様式用）	18
⑥	特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳	20
4.	年度更新の手続き	
(1)	申告・納付期限	21
(2)	申告書内訳（電子）について	21
(3)	申告書提出先及び提出方法	22
(4)	納付先及び納付方法	23
(5)	メリット制適用事業場の年度更新	23
5.	納付書記入上の注意点	24
6.	労働保険料等を滞納した場合の事務処理	
(1)	滞納が発生した場合の対応	25
(2)	労働保険料等滞納事業場の報告	26
(3)	労働保険料等納入事業場の報告	27
	・滞納事業場に対する納入督促事跡（参考例 任意様式）	28
	・労働保険料等納入催告依頼書	29
	・労働保険料等納入催告書	30
7.	増減訂正・概算修正	31
8.	確定修正	37
○	労災保険率表・労務費率表	39

# 1. 年度更新事務の流れ

○事業主へ賃金等の報告の配布



○事業主から賃金等の報告の回収(随時)



○賃金等の報告点検、納入通知書の作成・通知、申告書内訳作成



○申告書の送付(5月下旬)



○申告書の作成



○保険料の徴収、領収書の交付



○国(労働局)へ申告書等の提出、  
保険料等の納付

各様式の事業主氏名欄は、必ず委託事業場の方が記入してください。  
押印省略はできます。

**申告・納付期限**  
**7月10日**

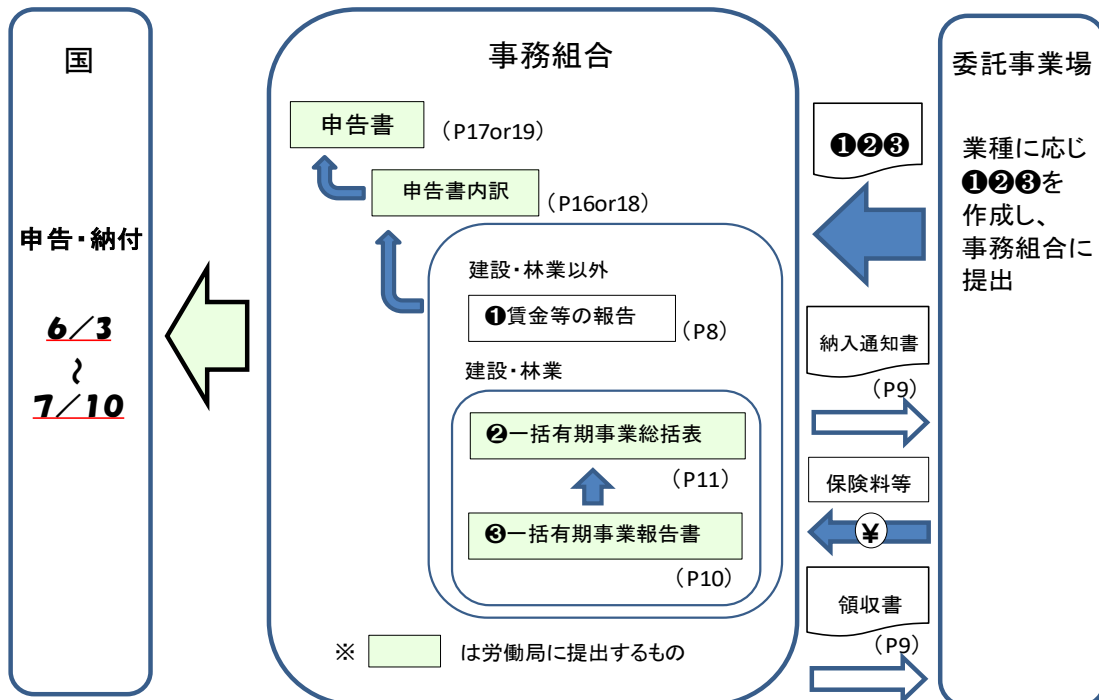
7月10日が土日にあたるときは、翌開庁日が納期限となります。

**保険料等の納付**

納付書を申告書から切り離し、金融機関に納付してください。

なお、口座振替納付を利用している事務組合は、切り離した納付書は破棄してください。

## ◆ 作成書類のイメージ



## 2. 労働保険料等の算定

労働保険料等は委託事業主から提出される「賃金等の報告」「一括有期事業報告書」及び「一括有期事業総括表」に基づき確定保険料と一般拠出金及び概算保険料を算定します。

### (1) 労災保険

- ① 労災保険率は事業の種類に応じ「労災保険率表」のとおり定められています。(39 ページ)
- ② 第1種特別加入保険料算定基礎額は「特別加入保険料算定基礎額表」のとおり年定額となっていますが、保険年度の中途に新たに特別加入が認められた場合及び保険年度の中途で特別加入を脱退した場合については、すべて当該保険年度における特別加入期間に応じた月数分の保険料算定基礎額となります。

具体的には次ページの特別加入保険料算定基礎額月割早見表を使用して、下記の月割計算例を参考に算定してください。

なお、労働保険料・一般拠出金申告書及び申告書等内訳の提出（増減訂正報告・修正申告を含む。）にあたって、特別加入者の月割対象者がいる場合は、37ページの「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を必ず作成し、添付してください。

#### 【月割計算例】

令和5年9月30日付け委託解除となった事業場で、前年度から特別加入者が2人（給付基礎日額が5,000円と3,500円）の場合

- イ  $5,000 \text{円} \times 365 \text{日} \div 12 = 152,084 \dots$  少数点以下第1位切り上げ  
 $152,084 \times 6 \text{ (4~9月)} = 912,504$
- ロ  $3,500 \text{円} \times 365 \text{日} \div 12 = 106,459 \dots$  小数点以下第1位切り上げ  
 $106,459 \times 6 \text{ (4~9月)} = 638,754$
- ハ  $912,504 + 638,754 = 1,551,258 \longrightarrow 1,551,000 \text{円 (〇)}$   
(千円未満切り捨て)

**※ 複数人の場合は、合計を出してから千円未満を切り捨ててください。**

(誤った計算)

- イ 912,504円 → 912,000円  
ロ 638,754円 → 638,000円 } 個人の計算時に千円未満切り捨て (×)
- ハ  $912,000 + 638,000 = 1,550,000 \text{円 (×)}$

※イ、ロの個人ごとの計算時に切り捨ててから合計すると誤った額になります

特別加入保険料算定基礎額月割早見表

給付基礎日額	保険料算定基礎額	加入期間別の保険料算定基礎額											
		1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	7ヵ月	8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月	
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587	
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000	
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837	
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674	
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500	
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337	
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174	
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000	
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837	
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250	
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674	
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087	
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500	
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924	
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337	
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049	

## (2) 雇用保険

### 雇用保険率一覧表

(令和5年4月1日改定)

	事業の種類	①+② 保険率	負担割合	
			①事業主	②被保険者
	イ. 一般の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
特 掲 事 業	ロ. 農林水産・清酒製造の事業	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
	ハ. 建設の事業	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

※ ロの農林水産の事業のうち、牛馬の育成、養鶏、酪農、養豚、園芸サービス、内水面養殖の事業及び雇用保険法第6条6号に規定する船員が雇用される事業は、イの事業区分に該当します。なお、園芸サービスは一元適用事業となります。

※ 上記雇用保険率は令和6年度以降、変更の可能性がありますのでご注意ください。

#### 【高年齢労働者の保険料免除】※ 終了しています。

年度当初（4月1日）に満64歳以上の者については、雇用保険に係る一般保険料が労使双方とも免除されておりましたが、当該制度は令和2年度概算保険料の算出より廃止されております。

#### 【雇用保険マルチジョブホルダー制度】

令和4年1月から、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうちの2つの事業所での勤務を合計して加入要件を満たす場合に、特例的に雇用保険の被保険者となるようになりました。

この場合、雇用保険の資格を取得した日から雇用保険料の納付義務が発生しますので、申告漏れにご注意ください。

## (3) 一般拠出金

一般拠出金額は、労災保険にかかる賃金総額（特別加入を除く。）に一般拠出金率（0.02/1000）を乗じます。

## (4) 建設の事業の労災保険料等の算定

### 【確定保険料・一般拠出金】

#### ◎「一括有期事業報告書」の留意事項

- ① 確定精算の対象となる事業は、令和5年度中に終了した工事請負金額が1億8千万円未満（消費税を除く）で、かつ概算保険料が160万円未満の元請負工事です。なお、一括された個々の事業について、その後、事業の規模の変更等があった場合で、上記金額以上となった場合であっても、そのまま一括有期事業として取扱います。

また、この一括有期事業の取扱いができるのは、事業の所在地が埼玉の場合、埼玉、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、及び静岡の1都9県内において行われた工事に限られていましたが、**平成31年4月1日以降に開始した有期事業から、この地域要件は廃止されました。**また、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」については、元々地域の制限はありません。

- ② 前年度以前からの繰越し工事の報告もれに特に注意してください。
- ③ 工事台帳、工事経歴書、総勘定元帳等関係書類により、請負代金の変更、追加、付帯工事、支給材、控除物等の有無を十分確認し、算入もれのないよう注意してください。
- ④ 一括有期事業総括表による「事業の種類」かつ「事業開始時期」ごとに取りまとめ、別葉に記入報告してください。

#### ◎「一括有期事業総括表」の留意事項

「一括有期事業報告書」の記入終了後、「一括有期事業総括表」で事業の種類、かつ事業開始時期ごとに取りまとめ、確定保険料等を算出します。

※一般拠出金を算出する場合は、事業（工事）開始時期が平成19年4月1日以降のもののみを対象として記入し、申告してください。

申告書等内訳の記入については、16～19ページに準じて作成してください。

#### ◎ 保険料等算定上の注意事項

- ① 建設事業における労災保険料の算定方法は、次の2つの方法があります。
  - ア 工事に従事したすべての労働者（**下請負を含む。**）に対して支払われた賃金が正確に把握されていれば、その支払賃金の総額をもとに算出します。
  - イ アの方法が困難な場合には、特例により、その工事の請負金額（消費税を除く）に事業の種類ごとに定められた「労務費率」を乗じて得た額を賃金総額とみなして算出します。

なお、消費税率の引き上げ及び労務費率の改定に伴い、工事の開始時期により計算方法が異なりますのでご注意ください。（6ページ参照）

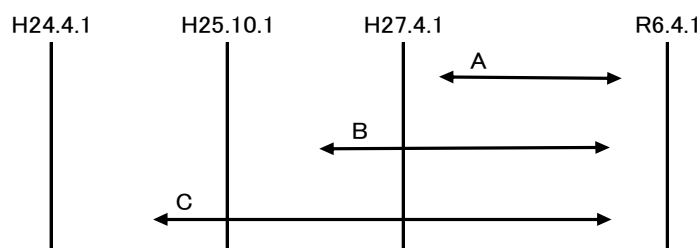
- ② メリット制適用事業については、「一括有期事業総括表」の「メリット料率」欄に当該率を記入（手書き）し、保険料等を算出してください。

## 【概算保険料】

令和6年度の賃金総額の見込額が、前年度の確定保険料の基礎となった賃金総額の1/2以上2倍以下となる場合は、その前年度の賃金総額（または当該額の算定に用いた請負金額を用いて算定される額）を令和6年度の賃金総額の見込額とし、概算保険料を算出します。前年度確定額が0円であったとしても、概算保険料については見込額をたてて申告してください。39～40ページの、労務費率及び労災保険料率を参考に概算保険料を計算してください。

## 一括有期事業における消費税に係る暫定措置の適用等について

ケース	保険関係成立	消費税に係る暫定措置の適用	請負金額
A	平成27年4月1日以降	なし	消費税等相当額を含まない
B	平成25年10月1日～ 平成27年3月31日	あり (請負金額に105/108を乗じる)	消費税等相当額を含む
C	平成24年4月1日～ 平成25年9月30日	なし	



## (5) 立木の伐採の事業の労災保険料等の算定

### 【確定保険料・一般拠出金】

#### ◎「一括有期事業報告書」の留意事項

- ① 確定精算の対象となる事業は、令和5年度中に終了した素材の生産量が1,000立方メートル未満で、かつ概算保険料が160万円未満のすべての立木の伐採の事業です。なお、この一括有期事業の取扱いができる地域要件の考え方は5ページの建設の事業の場合と同じです。
- ② 前年度以前からの繰越し事業の報告もれに特に注意してください。
- ③ 山林台帳、総勘定元帳等関係帳簿により、最終的な素材の生産数量、支払賃金等を十分確認し、算入もれのないよう注意してください。
- ④ 製薪炭業、下刈り等「その他の林業」に該当する事業は、一括有期事業の適用はありません。このような事業を併せて行っている場合は、別に保険関係を成立させ申告・納付する必要がありますので、特に注意してください。



◎「一括有期事業総括表」の留意事項（電算のみ）

「一括有期事業報告書」の記入終了後、「一括有期事業総括表」にとりまとめ記入します。

⑧ 保険料等は、**実際に労働者に支払った賃金によって計算してください。**

※ 一般拋出金を算定する場合は、事業（工事）開始時期が平成 19 年 4 月 1 日以降のもののみを対象として記入し、申告してください。

申告書等内訳の記入については、16～19 ページに準じて作成してください。

#### 【概算保険料】

令和 6 年度の賃金総額の見込額が、前年度の確定保険料の基礎となった賃金総額の 1/2 以上 2 倍以下となる場合は、その前年度の賃金総額を令和 6 年度の賃金総額の見込額とし、概算保険料を算定します。前年度確定額が 0 円であったとしても、概算保険料については見込額をたてて申告してください。 39 ページの労災保険料率を参考に概算保険料を計算してください。

労働保険料等算定基礎賃金等の報告

〒 330 - 6016  
 さいたま市浦和区春日1-1-1  
 事業場名 さいたま製作所  
 事業主名 佐藤 太郎 殿

労働保険番号	所掌 所管 管轄	基幹番号	技番 料変
11 3 XX	9XXXXXX	XXX	XXX

雇用保険事業所番号

希望の納付方法に○を記入する。

3. 事業の概要 6107  
 4. 特掲事業 2  
 1. 該当する  
 2. 該当しない  
 5. 新年度賃金引込額  
 ①前年度と同額  
 2. 前年度と異なる  
 6. 延納の申請  
 1. 一括納付  
 ②分納(3回)  
 7. 事業内容を記入する。  
 8. 委託解除年月日

事務組合名 埼玉協議会 (TEL: 048-600-6203)

項目	1. 常用労働者		2. 労災保険及び一般拠出金対象労働者以外の者		3. 臨時労働者 (パートタイム、アルバイト等)		4. 合計	
	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金
4月	6	1,568,898	46,240	1,615,138	7	1,615,138	6	1,568,898
5月	6	1,559,845	48,280	1,608,125	7	1,608,125	6	1,559,845
6月	6	1,538,461	43,520	1,581,981	7	1,581,981	6	1,538,461
7月	6	1,549,515	40,800	1,590,315	7	1,590,315	6	1,549,515
8月	6	1,621,268	30,600	1,651,868	7	1,651,868	6	1,621,268
9月	6	1,489,413	39,440	1,528,853	7	1,528,853	6	1,489,413
10月	7	1,553,466	47,700	1,601,166	8	1,601,166	7	1,553,466
11月	7	1,775,605	41,880	1,817,485	8	1,817,485	7	1,775,605
12月	7	1,751,976	42,840	1,794,816	8	1,794,816	7	1,751,976
1月	7	1,758,193	53,040	1,811,233	8	1,811,233	7	1,758,193
2月	7	1,749,683	51,000	1,800,683	8	1,800,683	7	1,749,683
3月	7	1,714,768	40,120	1,754,888	8	1,754,888	7	1,714,768
集計 6月		3,355,716	0	3,355,716	0	3,355,716	6	3,355,716
集計 12月		4,042,868	0	4,042,868	0	4,042,868	7	4,042,868
集計 月		27,029,675	0	27,029,675	0	27,029,675	6	27,029,675
合計		27,029,675	0	27,029,675	0	27,029,675	6	27,029,675

パートタイム・ア  
 ルバイト等の方のう  
 ち、雇用保険の被保  
 険者とならない方  
 のみ記入してください。  
 (雇用保険の被保険  
 者となる方は、「(1)  
 常用労働者」として  
 記入してください。

項目	9. 特別加入者の氏名		10. 承認された11. 運用月数		12. 承認する	
	氏名	基礎日額	承認日	承認日	承認日	承認日
01	佐藤 太郎	14,000	12/12	12/12	12/12	12/12
02	佐藤 二郎	12,000	12/12	12/12	12/12	12/12
03	佐藤 綾子	6,000	12/12	12/12	12/12	12/12
合計		27,029,675				

(旧免除高年齢労働者氏名欄) 令和2年度以前の  
 の様式を使用する場合は、必ず斜線を入れて  
 事業主へお渡しく下さい。

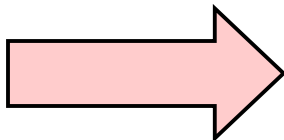
給付基礎日額を変更する場合は、変更後の額  
 を記入してください。

(旧免除高年齢労働者氏名欄) 令和2年度以  
 前の様式を使用する場合は、必ず斜線を入れ  
 て事業主へお渡しく下さい。

上記のとおり報告します。  
 令和6年4月12日  
 事業主氏名 佐藤 太郎  
 さいたま製作所

3. 年度更新諸用紙の記入例

①賃金等の報告



労働保険料等算定

納入通知書

組様式第7号(甲)

労働保険料等納入通知書 (事業主控)

Table with insurance numbers and codes

住所 さいたま市浦和区春日1-1-1
委託事業主の 氏名 さいたま製作所 殿

Amount table: 金 ¥ 1 5 7 2 0 2

上記金額を労働保険料第1期分及び一般拠出金として令和6年6月28日までに当事務組合に納入してください。
令和6年6月14日

所在地 さいたま市中央区新都心11-2
労働保険の 事務組合 名称 埼玉協議会 理事長 埼玉 太郎

算定方法

Main calculation table with columns for '令和5年度確定' and '令和6年度概算'.

委託事業主から労働保険料等の交付を受けたら必ず、領収書を発行してください。



領収書

組様式第8号

労働保険料等領収書(控)

Table with insurance numbers and codes

住所 さいたま市浦和区春日1-1-1
委託事業主の 氏名 さいたま製作所 殿

Amount table: 金 ¥ 1 5 7 2 0 2

上記の金額を受領しました。

Table with columns for '種別' and '受領金額'.

領収年月日 令和6年6月28日

労働保険事務組合の

名称 労働保険事務組合 埼玉協議会
所在地 さいたま市中央区新都心11-2
代表者 理事長 埼玉 太郎

No. 1

一連番号も忘れずに

# ② ☆ 一括有期事業報告書の記入例 一括有期事業総括表

○「⑤請負金額」欄の額に労務費率を乗じて得た額  
(1円単位まで記入してください。)

様式7号(第34条関係)(甲)

この2部は確定保険料申告の際に記載し、提出用を提出する。

労働保険

## 一括有期事業報告書(建設の事業)

事業  
主控

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号					枝番号			枚のうち 枚目	
	11	1	X X	9	X	X	X	X	5	0	0	1	
事業の名称	事業場の所在地			事業の期間		① 請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額		
						④ 請負代金の額	⑤ 請負代金に 加算する額	⑥ 請負代金から 控除する額	⑦ 請負金額				
大島邸新築工事	坂戸市溝端町1-5			5年5月1日	から	5年12月25日	まで	45,148,000			45,148,000	23	10,384,040
榑田嶋新築工事	川越市脇田32			5年1月11日	から	5年2月12日	まで	89,250,000			89,250,000	23	20,527,500
				年 月 日	から	年 月 日	まで						
				年 月 日	から	年 月 日	まで						
				年 月 日	から	年 月 日	まで						
				年 月 日	から	年 月 日	まで						
事業の種類	35 建築事業			計				134,398,000			134,398,000		30,911,540

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止または終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

郵便番号 358-0003  
電 話 04-2900-0000

令和6年4月15日

住 所 入間市豊岡5-1-5

埼玉労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

事業主

氏 名 いるま建設(株)代表取締役 西埼玉次郎  
(法人のときはその名称及び代表者氏名)

[注意]

- ①報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業(工事)を開始したものと、同年4月1日以降に事業(工事)を開始したものとを別業とすること。
- ②社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・ 提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電話番号

(注) 一括有期事業報告書は、一括有期事業総括表による「事業の種類」ごとに別葉とし、「事業開始時期」ごとに分けて記入してください。

「請負代金の額」欄は、6頁を参照した金額を記入してください。

※ 一般拠出金を算定する場合は、事業(工事)開始時期が平成19年4月1日以降のもののみを対象として記入し、申告してください。

労働保険等  
令和 5 年度一括有期事業総括表(建設の事業)

労働保険番号		府県			所掌			管轄					基幹番号					枝番号			一括有期事業報告書 1 枚添付
		1	1	1	X	X	9	X	X	X	X	X	5	0	0	1					
業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務比率	賃金総額	保険料率		保険料額													
			円		千円	基準料率	カット料率	円													
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成27年3月31日以前のもの		18		89	1000分の														
		平成30年3月31日以前のもの		19		79															
		平成30年4月1日以降のもの				62															
32	道路新設事業	平成27年3月31日以前のもの		20		16															
		平成30年3月31日以前のもの				11															
		平成30年4月1日以降のもの		19																	
33	舗装工事業	平成27年3月31日以前のもの		18		10															
		平成30年3月31日以前のもの				9															
		平成30年4月1日以降のもの		17																	
34	鉄道又は軌道新設事業	平成27年3月31日以前のもの		23		17															
		平成30年3月31日以前のもの		25		9.5															
		平成30年4月1日以降のもの		24		9															
35	建築事業	平成27年3月31日以前のもの		21		13															
		平成30年3月31日以前のもの		23		11															
		平成30年4月1日以降のもの	134,398,000		30,911	9.5	293,654														
38	既設建築物設備工事業	平成27年3月31日以前のもの		22		15															
		平成30年3月31日以前のもの		23		12															
		平成30年4月1日以降のもの																			
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	平成27年3月31日以前のもの		38		7.5															
		平成30年3月31日以前のもの		40		6.5															
		平成30年4月1日以降のもの		38																	
	その他のもの	平成27年3月31日以前のもの		21		7.5															
		平成30年3月31日以前のもの		22		6.5															
		平成30年4月1日以降のもの		21																	
37	その他の建設事業	平成27年3月31日以前のもの		23		19															
		平成30年3月31日以前のもの				17															
		平成30年4月1日以降のもの		24		15															
		平成19年3月31日以前のもの		①																	
合計			134,398,000		30,911			293,654													
						② (①を除いた合計)	③一般拠出金率	一般拠出金額 (②×③)													
						30,911 千円	1000分の 0.02	618 円													

注 1 一括有期事業報告書(様式第七号(甲))に記入した事業(工事)を、事業の種類ごとに合算し、本表により確定保険料を計算すること。  
注 2 前年度にメリット制が適用された事業(工事)については、メリット料率を記入のうえ、確定保険料を計算すること。  
注 3 一般拠出金は、石制による健康被害の救済に関する法律第三十五条第一項に基づき、労働保険料を計算する事業(工事)を撤収対象とする。本表により確定保険料を計算すること。  
注 4 一般拠出金は、石制による健康被害の救済に関する法律第三十五条第一項に基づき、労働保険料を計算する事業(工事)を撤収対象とする。

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

郵便番号

令和 6 年 4 月 15 日

電話番号

埼玉労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

住所 入間市豊岡1-5-1

事業主

氏名 いるま建設(株) 代表取締役 西埼玉二郎

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社務 会 士 保 険 載 労働	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		-	

### ③ ☆総コンシステム利用の賃金等の報告（一括有期用）の記入例

#### 総合コンピュータシステムの留意事項

- 1 事業開始時期が前年度のみの場合（P.13）
  - ① 元請があった工事の「業種番号」に○をつける。
  - ② 「開始時期」の④欄に「請負金額」を記入する。
  - ③ 「賃金総額」は「請負金額」に労務費率（単位：％）をかけ、千円未満の端数を切り捨てた額を記入する。
  - ④ 「常時使用労働者数」を必ず記入する。
  - ⑤ 「新年度賃金見込額」の該当する箇所に○をつける。2に○をつけた場合は、変更した額を記入する。3に○をつけた場合は、委託解除年月日を記入する。
  - ⑥ 「延納の申請」の選択する方に○をつける。※委託解除の場合は一括納付のみ。
  
- 2 事業開始時期の区分が複数に分かれる場合（P.14）
  - ① 元請があった工事の「業種番号」に○をつける。
  - ② 工事の開始時期に注意して、それぞれ該当する開始時期の欄に「請負金額」を記入する。  
以下、上記1に同じ。
  
- 3 事業の種類が複数ある場合（P.15）
  - ① 元請の「事業の種類」に注意して、それぞれ該当する「業種番号」に○をつける。
  - ② 「事業の種類」と「開始時期」に注意して、該当する欄に「請負金額」を記入する。  
以下、上記1に同じ。
  
- 4 特別加入者のいる場合  
特別加入者の「2 賃金総額」・「保険料等」欄の記入の必要はありません。
  
- 5 一般拠出金を申告する場合  
有期事業では事業の（工事）開始時期が平成19年4月1日以降のものを徴収対象とします。※一般拠出金の対象となる開始時期に記入がある場合、自動で計算されます。

(1) 事業開始時期が前年度のみの場合

請負金額から消費税額を除いた金額を開始時期①～④の中から選択・記入し、該当する労務費率及び料率を乗じた金額を記入する。

組機様式第8号

住所 〒 330 - 0061  
さいたま市浦和区常盤5-8-40

事業場名 うらわ建設(株)  
事業主名 代表取締役 浦和 太郎 股

事業場TEL \_\_\_\_\_

労働保険等 一括有期事業総括表  
算定基礎賃金等の報告

労働保険番号

府	県	所	管	轄	基	幹	番	号	枝	番		
1	1	1	X	X	9	X	X	X	5	0	0	1

事務組合名 浦和建設会

業種番号	事業の種類	開始時期	1.請負金額	労務費率	2.賃金総額	労災保険率等	マニツ料率	保険料等	3.一括有期事業報告書
		*1	円		千円			円	枚添付
31	水力発電施設 ずい道等新設事業	①		18	89				4.常時使用労働者数 <b>5</b> 人
		②		18	89				
		③		19	79				
		④		19	62				
32	道路新設事業	①		20	16			5.事業の概要 <b>3501</b>	
		②		20	16				
		③		20	11				
		④		19	11				
33	舗装工事業	①		18	10			6.新年度賃金見込額 ①前年度と同額 ②前年度と変わる 千円	
		②		18	10				
		③		18	9				
		④		17	9				
34	鉄道又は軌道 新設事業	①		23	17			3.委託解除年月日 年 月 日	
		②		23	17				
		③		25	9.5				
		④		24	9				
35	建築事業	①		21	13			7.延納の申請 1.一括納付 ②分納(3回)	
		②		21	13				
		③		23	11				
		④		114,950,000	23	26,438	9.5		251,161
38	既設建築物設備 工事業	①		22	15			*1.開始時期 ①平成24年4月1日～ 平成25年9月30日 ②平成25年10月1日～ 平成27年3月31日 ③平成27年4月1日～ 平成30年3月31日 ④平成30年4月1日～	
		②		22	15				
		③		23	15				
		④		23	12				
36	機械装置の組 立又は据付け の事業	①		38	7.5			*2.特別加入者・保険料 算定基礎額の計	
		②		38	7.5				
		③		40	6.5				
		④		38	6.5				
37	その他の 建設事業	①		21	7.5			申告済概算保険料 <b>410,000</b> 円	
		②		21	7.5				
		③		22	6.5				
		④		21	6.5				
	計			114,950,000	26,438		251,161		
	特別加入者			人分					
	保険料計						251,161		
	一般拠出金				26,438	0.02	528		

該当する業種番号を○で囲む。

記入もれのないように注意すること。

NO.	特別加入者の氏名	承認された基礎日額			適用日数			希望する基礎日額	NO.	特別加入者の氏名	承認された基礎日額			適用日数			希望する基礎日額
		確定	概算	基礎日額	確定	概算	基礎日額				確定	概算	基礎日額				
01	浦和太郎	円	14,000	円	12	12	円	140	00		円		円		円		円
		円		円			円		00		円		円		円		円
		円		円			円		00		円		円		円		円
		円		円			円		00		円		円		円		円

別途一括有期事業報告書の明細及び算定基礎賃金等を上記のとおり総括して報告します。

令和 6 年 4 月 15 日 うらわ建設(株)  
事業主氏名 代表取締役 浦和 太郎

作成者氏名 浦和 花子

(2) 事業開始時期の区分が複数に分かれる場合

請負金額に消費税にかかる必要な暫定措置（6頁参照）を講じ、開始時期①～④

組機様式第8号

住所 〒 330 - 61  
さいたま市浦和区常盤5-8-40  
事業場名 うらわ建設(株)  
事業主名 代表取締役 浦和 太郎 殿

労働保険等 一括有期事業総括表  
算定基礎賃金等の報告  
労働保険番号  
府 県 所 管 轄 基 幹 番 号 枝 番  
1 1 1 X X 9 X X X X 5 0 0 1  
事務組合名 浦和建設会

事業場TEL TEL 048-832-0000

業種番号	事業の種類	開始時期	1.請負金額 円	労務 費率	2.賃金総額 千円	労 災 保 険 率 等	リツ 料 率	保 険 料 等	3.一括有期 事業報告書 枚数付
31	水力発電施設 ずい道等新設事業	①		18		89			4.常時使用労働者数 5人
		②		18		89			
		③		19		79			
		④		19		62			
32	道路新設事業	①		20		16		5.事業の概要 3501	
		②		20		16			
		③		20		11			
		④		19		11			
33	舗装工事業	①		18		10		6.新年度賃金見込額 ①前年度と同額 ②前年度と変わる 千円	
		②		18		10			
		③		18		9			
		④		17		9			
34	鉄道又は軌道 新設事業	①		23		17		3.委託解除年月日 年 月 日	
		②		23		17			
		③		25		9.5			
		④		24		9			
35	建築事業	①		21		13		7.延納の申請 1.一括納付 ②分納(3回)	
		②	99,321,428	21	20,857	13	271,141		
		③		23		11			
		④	114,950,000	23	26,438	9.5	251,161		
38	既設建築物設備 工事業	①		22		15		*1.開始時期 ①平成24年4月1日～ 平成25年9月30日 ②平成25年10月1日～ 平成27年3月31日 ③平成27年4月1日～ 平成30年3月31日 ④平成30年4月1日～ *2.特別加入者・保険料 算定基礎額の計	
		②		22		15			
		③		23		15			
		④		23		12			
36	機械装 置の組 立又は 据付け の事業	①		38		7.5		申告済概算保険料 410,000 円	
		②		38		7.5			
		③		40		6.5			
		④		38		6.5			
37	その他の 建設事業	①		21		7.5			
		②		21		7.5			
		③		22		6.5			
		④		21		6.5			
	計		214,271,428		47,295		522,302		
	特別加入者			人分					
	保険料計						522,302		
	一般拠出金				47,295	0.02		945	

該当する業種番号を○で囲む。

記入もれのないように注意すること。

特別加入者の氏名	承認された 基礎日額	適用月数		希望する 基礎日額	NO.	特別加入者の氏名	承認された 基礎日額	適用月数		希望する 基礎日額	NO.	特別加入者の氏名	承認された 基礎日額	適用月数		希望する 基礎日額
		確定	概算					確定	概算					確定	概算	
01 浦和太郎	14,000	12	12	140												

別途一括有期事業報告書の明細及び算定基礎賃金等を上記のとおり総括して報告します。

令和 6 年 4 月 15 日 うらわ建設(株)  
事業主氏名 代表取締役 浦和 太郎

1期	円	円	円
2期	円	円	円
3期	円	円	円

作成者氏名 浦和 花子

埼玉 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿



(3) 事業の種類が複数ある場合

請負金額から消費税額を除いた金額を開始時期①～④の中から選択・記入し、該当する労務费率及び料率を乗じた金額を記入する。

組機様式第8号

住所 〒 330 - 0061  
さいたま市浦和区常盤5-8-40

事業場名 うらわ建設(株)  
事業主名 代表取締役 浦和 太郎 殿

労働保険等 一括有期事業総括表  
算定基礎賃金等の報告

労働保険番号  
府 県 所 管 轄 基 幹 番 号 枝 番  
1 1 1 X X 9 X X X X X 0 0 1

事務組合名 浦和建設会

事業場TEL

TEL 048-832-0000

業種番号	事業の種類	開始時期	1.請負金額 円	労務费率	2.賃金総額 千円	労災 保険率等	リット 料率	保 険 料 等	3.一括有期 事業報告書 枚数付		
31	水力発電施設 ずい道等新設事業	①		18		89			4.常時使用労働者数  5人		
		②		18		89					
		③		19		79					
		④		19		62					
32	道路新設事業	①		20		16		5.事業の概要  3501			
		②		20		16					
		③		20		11					
		④		19		11					
33	舗装工事業	①		18		10		6.新年度賃金見込額 ①前年度と同額 ②前年度と変わる  千円			
		②		18		10					
		③		18		9					
		④		17		9					
34	鉄道又は軌道 新設事業	①		23		17		3.委託解除年月日  年 月 日			
		②		23		17					
		③		25		9.5					
		④		24		9					
35	建築事業	①		21		13		7.延納の申請 1.一括納付 ②分納(3回)			
		②		21		13					
		③		23		11					
		④		114,950,000	23	26,438	9.5		251,161		
38	既設建築物設備 工事業	①		22		15		*1.開始時期 ①平成24年4月1日～ 平成25年9月30日 ②平成25年10月1日～ 平成27年3月31日 ③平成27年4月1日～ 平成30年3月31日 ④平成30年4月1日～			
		②		22		15					
		③		23		15					
		④		23		12					
36	機械装 置の組 立又は 据付け の事業	①		38		7.5		*2.特別加入者・保険料 算定基礎額の計			
		②		38		7.5					
		③		40		6.5					
		④		38		6.5					
37	その他の 建設事業	①		21		7.5		申告済概算保険料  410,000 円			
		②		21		7.5					
		③		22		6.5					
		④		21		6.5					
計	特別加入者	①		23		19		*1.開始時期 ①平成24年4月1日～ 平成25年9月30日 ②平成25年10月1日～ 平成27年3月31日 ③平成27年4月1日～ 平成30年3月31日 ④平成30年4月1日～			
		②		23		19					
		③		24		17					
		④		50,000,000	24	12,000	15		180,000		
計	保険料計	①		164,950,000		38,438		申告済概算保険料  410,000 円			
		②									
		③									
		④									
計	一般拠出金	①						申告済概算保険料  410,000 円			
		②									
		③									
		④									
特別加入者の氏名			承認された 基礎日額	適用月数 確定 概算	希望する 基礎日額	承認された 基礎日額	適用月数 確定 概算	希望する 基礎日額	承認された 基礎日額	適用月数 確定 概算	希望する 基礎日額
01	浦和太郎	円	14,000	12 12	円	円	円	円	円	円	円
		円			円	円	円	円	円	円	円
		円			円	円	円	円	円	円	円
		円			円	円	円	円	円	円	円

該当する業種番号を○で囲む。

記入もれのないように注意すること。

別途一括有期事業報告書の明細及び算定基礎賃金等を上記のとおり総括して報告します。

令和 6 年 4 月 15 日 うらわ建設(株)  
事業主氏名 代表取締役 浦和 太郎

1期	円	円	円
2期	円	円	円
3期	円	円	円

作成者氏名 浦和 花子

埼玉 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

# ④ 保険料・一般拠出金申告書内訳(手書用)

アルファベットと♣マークは「申告書内訳」と「申告書」のそれぞれに対応する欄を示します。

⑨+⑫の額を④欄の「常時使用労働者数」(雇用保険のみ成立している事業については、⑤欄の「被保険者」数)に基づき「15人以下」、「16人以上」の規模区分の該当する欄に記入してください。

令和5年度の年度更新時に概算保険料として申告していた額を記入してください。ただし、令和5年度の年度途中で増額修正又は減額修正をした場合についてはその修正後の概算保険料額を記入してください。

① 労働保険番号の枝番号		② 事業場の名称		③ 業種		④ 労働保険関係区分		⑤ 被保険者		⑥ 保険料区分		⑦ 賃金総額		⑧ 労災保険率		⑨ 保険料(⑦×⑧)		⑩ 賃金総額		⑪ 雇用保険率		⑫ 一般保険料(⑩×⑪)		⑬ 確定保険料(規模区分別)合計額(⑨+⑫)		⑭ 一般拠出金		⑮ 申告済概算保険料		⑯ 令和6年度概算保険料				
001	株A社	6401	6	両保	7	(-)	27,555	(-) 96,442	11,680	3.5	(特) 40,880	137,322	27,029	15.5	418,949	556,271	27,555	551	454,438	137,322	418,949	556,271	1000分の3.5	1000分の15.5	1000分の3.5	1000分の15.5	1000分の3.5	1000分の15.5	556,271	556,271	556,271	556,271		
002	南B社	9802	8	両保	17	(-) 20,862	(-) 62,586	(特) 62,586	18,079	3	(特) 280,224	342,810	20,862	15.5	417	380,060	20,862	417	380,060	6	15.5	15.5	6	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	
003	南C社	4101	2	両保	4	(-) 11,418	(-) 68,508	(特) 37,956	11,418	6	(特) 176,979	283,443	11,418	15.5	176,979	283,443	11,418	228	243,961	106,464	176,979	283,443	106,464	176,979	106,464	176,979	106,464	176,979	106,464	176,979	283,443	283,443	283,443	283,443
004	南D社	9801	2	両保	2	(-) 1,018	(-) 3,054	(特) 3,693	1,018	3	(特) 15,779	22,526	1,018	15.5	20	23,544	1,018	20	23,544	26,997	48,864	75,861	26,997	48,864	26,997	48,864	26,997	48,864	26,997	48,864	75,861	75,861	75,861	75,861
005	株E社	6116	6	両保	6	(-) 6,747	(-) 1,018	(特) 15,779	1,018	3	(特) 15,779	22,526	1,018	15.5	20	23,544	1,018	20	23,544	168,525	189,000	357,525	168,525	189,000	168,525	189,000	168,525	189,000	357,525	357,525	357,525	357,525	357,525	
甲		A	1人~4人・両保険	2	4	(-) 2	(-) 2	(特) 2	2	2	(特) 2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
乙		A	5人~15人・両保険	2	4	(-) 2	(-) 2	(特) 2	2	2	(特) 2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
小計		32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	

報奨金の算定資料となりますので次の区分により記入してください。ただし、事務組合の母体団体の事業場及び新年度から新規委託の事業場は除きます。

一般労働者分と特別加入者分をそれぞれ計算し合算する。

委託年月日、その理由、委託前の労働者保険番号等を記入してください。

委託解除年月日、その理由、次の労働者保険番号等を記入してください。

「申告書」に印書の「申告済概算保険料」と同額となっているか確認してください。

⑰ 令和6年度概算保険料		⑱ 令和6年度概算保険料		⑲ 合計	
労災保険	雇用保険	合計	労災保険	雇用保険	合計
1000分の3.5	1000分の15.5	1000分の19.0	1000分の3.5	1000分の15.5	1000分の19.0
439,308	833,792	1,273,100	439,308	833,792	1,273,100

労働保険事務組合 埼玉協議会 所在地 さいたま市中央区新都心11-2

事務担当者 所沢 三郎

(注) 特別加入者の月割対象者がいる場合は、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」(P20参照 提出済については⑳)を必ず添付してください。

# 申告書

口座振替納付事務組合は申告書と申告書内訳の1ページ目に口座のゴム印を押印してください。

**口座**

枚のうち 枚目

第1種特別加入者						
氏名	令和5年度の給付基礎日額	適用数	区分	令和6年度の給付基礎日額	適用数	
佐藤 太郎 佐藤 三郎 佐藤 花子	14,000 12,000 6,000	3 3 3	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	16,000 14,000 3,500		
熊谷 保 熊谷 采	14,000 8,000	8	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	11/28 死亡 14,000		
川口 一郎 川口 二郎	10,000 3,500	3 3	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	1/20 中途加入 10,000 3,500		
大宮 近夫 大宮 正	10,000 3,500	12 12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	10,000 3,500		

脱退、新規加入の場合は適用月数を記入してください。

月割り計算の場合は、その理由及び年月日を記入してください。

労働局用

労働局用

様式第6号 (第24条、第25条、第33条関係) (甲)

## 労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

継続事業 (一括有期事業を含む)

提出用

令和6年6月11日

あて先 〒330-6016  
さいたま市中央区新都心11番地2  
ランド・アクシス・タワー15階

埼玉労働局  
労働保険特別会計課入徴収官課

**種別** 3 2 7 0 1 **※修正項目番号** **※入力確定コード** **口座**

労働保険番号 1 1 3 × × 9 × × × × × - 0 0 0 **※各種区分** 05 113 9416 92

②増加年月日(元号:令和19) **③事業停止等年月日(元号:令和19)** **※事業停止等理由**

④常時雇用労働者数 **⑤雇用保険被保険者数** **※保険関係 ※片保険理由コード**

(a) 1 0 5 (b) 9 8 7

**確定区分** ⑧ 保険料・拠出金算定基礎額 ⑨ 保険料・拠出金率 ⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)

労働保険料	(f)	11	1,000分の	(g)	1 1 7 4 1 0 9 7	12
労働保険料算定内訳						
労働保険料	(g)	13	千円の	(d)	5 6 3 2 4 0 1	14
雇用保険分	(h)	18	千円の	(f)	6 1 0 8 6 9 6	19
一般拠出金	(i)	35	千円の	(h)	1 8 1 8 3	36

**⑧欄、⑫欄は空欄としてください。**

**概算・増加概算区分** ⑫ 保険料算定基礎額の見込額 ⑬ 保険料率 ⑭ 概算・増加概算保険料額 (⑫×⑬)

労働保険料	(j)	20	千円の	(k)	1 1 6 9 3 6 5 9	21
労働保険料算定内訳						
労働保険料	(k)	22	千円の	(i)	5 5 9 8 7 9 8	23
雇用保険分	(l)	26	千円の	(j)	6 0 9 4 8 6 1	27

**①7 延納の申請 納付回数** 3

**⑧申告済概算保険料額** 11,880,285 **⑧申告済概算保険料額**

**⑨差引額** (イ) 139,188 (ロ) 不足額 (ハ) 1 (ニ) 不足額 (ヘ) 1

**⑩納付別** ⑪全額又は以降の円未満等額 (イ) 3,897,887 (ロ) 3,897,886 (ハ) 3,897,886 (ニ) 3,897,886 (ヘ) 3,776,882

**⑫事業又は作業の種類** 別紙のとおり

**⑬加入している労働保険** (イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険 **⑭特掲事業** (イ) 該当する (ロ) 該当しない

**⑮所在地** (イ) (ロ) **⑯名称** 労働保険事務組合〇〇商店街振興組合 **⑰氏名** 理事長 〇〇〇

**(注意！)**  
 充当額が発生した場合は、労働保険料額への充当に限らせていただきます(充当意思「1」)。  
 ただし、新年度の概算保険料額より充当額の方が大きく、第1期から第3期までの概算保険料額全てに充当して、なお余力がある場合に限り、一般拠出金への充当を可能といたします(充当意思「3」)。

## ⑤ 保険料・一般拠出金申告書内訳(組機様式使用の場合)

- (1) 一元適用事業における一般保険料の算定について
- ・ 労災保険料と雇用保険料をそれぞれ個別に算定し両者を合算して労働保険料としているところであるが、徴収法第11条の趣旨に鑑み、一元適用事業であって、労災保険の保険関係に係る賃金総額と雇用保険の保険関係に係る賃金総額が同じものについては、一般労働者に係る賃金総額×一般保険料に係る保険料率(労災保険料+雇用保険率)により一般労働保険料額を算定する。
  - ・ 上記により算定した一般保険料額を労災保険料と雇用保険料にそれぞれ記載する。なお、0.5の端数が生じた場合は、便宜上「1円」を「一般労働者に係る労災保険料」に加算して記載する。(※総コン対応済み)
- (2) 一元適用事業における一般拠出金の算定について
- ・ 一般拠出金は一般労働者の賃金総額(特別加入者は除く)×一般拠出金率により算定する。

組機様式第10号													
労働保険番号		府県	所業	管轄	基幹番号		令和 5 年度 確定 令和 6 年度 概算		事務組合名 労働保険				
1 1 3		9							保 険 料 ・ 一 般 拠 出 金 申 告 書 内 訳				
枝番号	事業場の名称 事業主の名称	雇用保険事業所番号	業種番号	常時使用 労働者 被保険者	確定保険料				概算保険料				
					労災保険		雇用保険		規模区分確定保険料		労災保険		
				一般賃金総額	一般保険料	賃金総額	一般保険料	甲	乙	丙	甲	乙	丙
				特別加入基礎額	特別加入保険料			4人以下	5~15人	16人以上	申告済概算保険料	特別加入保険料	合計
				小計					不足額	過納額	小計		
001	南A社	1104-199901-1	64	7	27,555	96,442	27,029	418,949	甲		454,438	96,442	418,949
				6	11,680	40,880			乙	556,271	101,833	42,794	
						137,322			丙				139,236
002	南B社	1104-199902-1	98	17	20,862	62,586	18,079	280,224	甲		380,060		558,185
				8					乙				
						62,586			丙	342,810	37,250		
003	南C社	1104-199903-1	41	4	11,418	68,508	11,418	176,979	甲	283,443	345,678	68,508	176,979
				2	6,326	37,956			乙			30,660	
						106,464			丙		62,235	99,168	276,147
004	南D社	1104-199904-1	98	2	1,018	3,054	1,018	15,779	甲	22,526		12,216	48,864
				2	1,231	3,693			乙		22,526	14,781	
						6,747			丙			26,997	75,861
005	南E社	1105-199905-1	61	人					甲			136,500	189,000
									乙	令和3年4月1日 新規委託	32,025		
									丙			168,525	357,525
小 計				30	230,590		891,931		甲 2	305,969	1,180,176	313,666	833,792
				18	82,529				乙 1	556,271	124,359	120,260	
					313,119				丙 1	342,810	99,485		
									4	1,205,050	24,874	433,926	1,267,718

(注) ①雇用保険料欄のAは一般の事業、Bは建設の事業以外の特掲事業、Cは建設の事業をあらわす。 ②特別加入者区分欄の1は継続、2は変更、3は脱退等、4は新規をあらわす。

合 計				105	4,811,151		6,108,696		甲 18	11,880,285	4,722,798	6,094,861	
									2	5,611,325	271,365		
				98	821,250				乙 9		876,000		
					5,632,401				3	3,913,699			
									6	2,216,073	410,553		
									38	11,741,097	-139,188	5,598,798	11,693,659

(注) ①雇用保険料欄のAは一般の事業、Bは建設の事業以外の特掲事業、Cは建設の事業をあらわす。 ②特別加入者区分欄の1は継続、2は変更、3は脱退等、4は新規をあらわす。

組機様式第10号(続紙)										
労働保険番号		府県	所業	管轄	基幹番号		令和 5 年度 確定		事務組合名 労働	
1 1 3		9							保 険 料 ・ 一 般 拠 出 金 申 告 書 内 訳	
枝番号	事業場の名称 事業主の名称	賃金総額 (千円)	率 (1000分の)	一般拠出金額 (円)		事業場の名称 事業主の名称		雇用保険事業所番号 業種番号		
001	(株) A社	27,555	0.02	551						
002	(株) B社 委託解除 R3.1.10	20,862	0.02	417						
【 合 計 】										

# 申告書

様式第6号 (第24条、第25条、第33条関係) (甲)

**労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書** 標準  
字種 **0 1 2 3 4 5 6 7 8 9**

石鐘健康被害救済法 一般拠出金 継続事業 (一括有期事業を含む。)

下記のとおり申告します。

提出用 令和 6 年 6 月 11 日

種別 **3 2 7 0 1** ※修正項目番号    ※入力徴定コード **口座**

①労働保険番号 **1 1 3 × × 9 × × × × × - 0 0 0** 項 1

②増加年月日(元号:令和は19)   年   月   日 項 3

③事業廃止等年月日(元号:令和は19)   年   月   日 項 4

④常時使用労働者数 **1 0 5** 項 5

⑤雇用保険被保険者数 **9 8** 項 6

※各種区分

管轄(2)	保険関係等	業種	業区分
<b>05</b>	<b>113</b>	<b>9416</b>	<b>92</b>

⑥事業廃止等理由  項 5

⑦確定区分

区分	⑧ 保険料・拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料	<input type="text"/>	1000分の(イ)	<input type="text"/>
労災保険分	<input type="text"/>	1000分の(ロ)	<input type="text"/>
雇用保険分	<input type="text"/>	1000分の(ハ)	<input type="text"/>
一般拠出金	<input type="text"/>	1000分の(ニ)	<input type="text"/>

⑪概算・増加概算区分

区分	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額 (⑫×⑬)
労働保険料	<input type="text"/>	1000分の(イ)	<input type="text"/>
労災保険分	<input type="text"/>	1000分の(ロ)	<input type="text"/>
雇用保険分	<input type="text"/>	1000分の(ハ)	<input type="text"/>

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入)  項 28

⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)  項 29

⑰延納の申請 納付回数 **3** 項 30

⑱申告済概算保険料額 **11,880,285** 円

⑲増加概算保険料額 (⑭の(イ)~⑭)

⑳差引額

(イ) 充当額 <b>139,188</b> 円	(ロ) 不足額 <input type="text"/> 円	(ハ) 戻付額 <input type="text"/> 円	(ニ) 繰上り額 <input type="text"/> 円
(イ) 還付額 <input type="text"/> 円	(ロ) 繰下り額 <input type="text"/> 円	(ハ) 繰上り額 <input type="text"/> 円	(ニ) 繰下り額 <input type="text"/> 円

㉑全期又は1期ごとの支払額

(イ) 概算保険料額 (⑫×⑬) <b>3,897,887</b> 円	(ロ) 充当額 (⑫×⑬) <b>139,188</b> 円	(ハ) 不足額 (⑫×⑬) <input type="text"/> 円	(ニ) 繰上り額 (⑫×⑬) <input type="text"/> 円	(ホ) 一般拠出金 (⑫×⑬) <b>3,768,699</b> 円	(ヘ) 一般拠出金 (⑫×⑬) <input type="text"/> 円	(ニ) 今期納付額 (⑫×⑬) <b>3,776,882</b> 円
-------------------------------------	--------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------------	------------------------------------	--	------------------------------------

㉒納付額

第1期 <b>3,897,886</b> 円	第2期 <b>3,897,886</b> 円	第3期 <b>3,897,886</b> 円
------------------------	------------------------	------------------------

㉓事業又は作業の種類 **別紙のとおり**

㉔加入している労働保険 (イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険 ㉕特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない

郵便番号 **330 6016** (イ)住所 (ロ)法人のときは主たる事務所 (ハ)所在地 電話番号 **(048) 601 6203**

事業主 (イ)所在地 **〇〇市〇〇 〇-〇-〇** (ロ)名称 **労働保険事務組合〇〇商店街振興組合** (ハ)氏名 **理事長 〇〇 〇〇** (ニ)法人のときは代表者の氏名

事務組合 埼玉労働協会 頁

**第1種特別加入者**

No.	氏名	基礎日額 (円)	区分	翌年度からの基礎日額 (円)
1	佐藤 太郎	14,000	2	16,000
2	佐藤 三郎	12,000	2	14,000
3	佐藤 花子	6,000	2	3,500

No.	氏名	基礎日額 (円)	区分	翌年度からの基礎日額 (円)
1	熊谷 保 (11/28死亡) ㉑	14,000	3	
2	熊谷 栄	8,000	2	14,000

No.	氏名	基礎日額 (円)	区分	翌年度からの基礎日額 (円)
1	川口 一郎 ㉒	10,000	1	10,000
2	川口 二郎 ㉒	3,500	1	3,500

労働保険事務組合 埼玉協議会

理事長 埼玉 太郎

事務担当者 所沢 三郎

労働保険事務組合 埼玉協議会

理事長 埼玉 太郎

事務担当者 所沢 三郎

保険事務組合 埼玉協議会 頁

貸金総額 (千円)	率 (1000分の)	一般拠出金額 (円)
		18,183

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳  
(労働保険事務組合用)

令和 5 年度分

1枚のうち 1枚目

労働保険 番号	府 県		所 掌	管 轄		基 幹 番 号					
	1	1		*	*	*	*	*	*	*	*
枝 番号	特別加入者 氏 名	給 付 基 礎 日 額	当該保険料算定期間 における特別加入期間			特 例 に よ る 理 由		加 入 月 数	1月分の保険 料算定基礎額	特例による保険 料算定基礎額	
003	熊谷 保	円 14,000	○年4月1日 ～ ○年11月28日			1 加入 ② 脱退、自動消滅等		8	円 425,834	円 3,406,672	
	計1名	円	年 月 日 ～ 年 月 日			1 加入 2 脱退、自動消滅等		月	円	円	
		円	年 月 日 ～ 年 月 日			1 加入 2 脱退、自動消滅等		月	円	円	
004	川口 一郎	円 10,000	○年1月20日 ～ ○年3月31日			① 加入 2 脱退、自動消滅等		3	円 304,167	円 912,501	
004	川口 二郎	円 3,500	○年1月20日 ～ ○年3月31日			① 加入 2 脱退、自動消滅等		3	円 106,459	円 319,377	
	計2名	円	年 月 日 ～ 年 月 日			1 加入 2 脱退、自動消滅等		月	円	円 1,231,878	
		円	年 月 日 ～ 年 月 日			1 加入 2 脱退、自動消滅等		月	円	円	
		円	年 月 日 ～ 年 月 日			1 加入 2 脱退、自動消滅等		月	円	円	
		円	年 月 日 ～ 年 月 日			1 加入 2 脱退、自動消滅等		月	円	円	
		円	年 月 日 ～ 年 月 日			1 加入 2 脱退、自動消滅等		月	円	円	
計	人									円	

上記のとおり報告します。

令和 6年 7月 5日

埼玉 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

(郵便番号 330 - 6016 )  
電話 ( 048 )-( 600 )  
6203 番

労働保険  
の  
事務組合

所在地 さいたま市中央区新都心11-2

名称 労働保険事務組合 埼玉協議会

代表者氏名 理事長 埼玉 太郎

## 4. 年度更新の手続

### (1) 申告・納付期限

**7月10日**

※ 納期限が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときはその翌日が納期限となります。

もし、納付期日をすぎると…………

- 労働保険事務組合に対する報奨金が交付されません。
- 追徴金及び延滞金を徴収されることがあります。

#### <延納する場合の納付期限>

	納付期限	口座振替日
1期	7月10日	9月6日
2期	11月14日	11月14日
3期	2月14日	2月14日

※ 納期限及び口座振替日が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときはその翌日が納期限及び振替日となります。

### (2) 申告書内訳（電子）について

※ 申告書内訳等を電子媒体（CD 又は DVD）で提出する場合でも、紙媒体での提出は必要になります。

※ 電子媒体の提出期限も申告・納付期限と同様です。

※ 厚生労働省が指定した、データ形式で作成してください。

※ 詳細は厚生労働省作成「労働保険 年度更新 申告書の書き方」及び厚生労働省HPをご確認ください（以下抜粋です）。

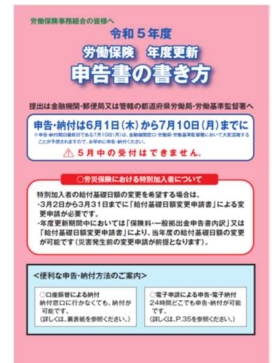
・ DVD・CDはウイルス対策ソフト等で事前にウイルスチェックを行ってください。

・ 申告書内訳（電子）のデータ内容は、年度更新時に提出する申告書内訳（紙）と同じ内容です。

ただし、第2種特別加入保険料に係る申告書内訳（組様式第6号(乙)）及び第3種特別加入保険料申告内訳（海特様式第1号）に係る内容は含みません。

・ DVD、CDのラベルには、①～⑤について記載してください。

- ① 事務組合の名称
- ② 労働保険番号…全ての労働保険番号を記載（枝番号は不要）別紙も提出可。
- ③ 「令和〇年度申告書内訳」の記載
- ④ 作成日付
- ⑤ 口座振替を行っている場合には「口座振替」と記載



事務組合委託事業場のデータ管理のシステム化促進を図ることを目的として、事務組合が「保険料・一般拠出金申告書内訳」の内容が保存された電子媒体を提出した場合には報奨金（電子化分）の対象となります。

### (3) 申告書提出先及び提出方法

○ 申告書提出先:埼玉労働局総務部労働保険徴収課

※ 旧様式を使用の場合、「平成」の表示を「令和」に訂正しての使用も可能。

① 労働保険概算・確定保険料等申告書【様式第6号(甲)】(2枚複写)

・ 1枚目の提出用を提出、2枚目の事業主控は事務組合用。

※ 年度更新申告で必ず提出する。賃金集計表及び賃金等の報告は提出不要。

② 労働保険事務組合保険料等申告書内訳総括表【組機様式第9号】(3枚) 《総コン使用事務組合で出力》

・ 労働局用・監督署用を提出、事務組合控は事務組合用。

いずれか

③ 保険料・一般拠出金申告書内訳【組機様式第10号】【続紙】(3枚) 《システム使用事務組合で出力》

④ 保険料・一般拠出金申告書内訳【組様式第6号(甲)】(3枚複写)

・ 労働局用・監督署用を提出、事務組合控は事務組合用

※ 労働保険番号の基幹番号末尾「8」以外の申告で提出(末尾「8」は後述⑨⑩参照。)

⑤ 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳【別紙様式第2号】(2枚複写又は2枚)

・ 1枚目を提出、2枚目は事務組合用。

※ 基幹番号末尾「2」以外の申告で提出。年度更新以前に提出したものについては、コピーを提出。

いずれか

⑥ 労働保険等 一括有期事業総括表 算定基礎賃金等の報告【組機様式第8号】(2枚) 《総コン使用事務組合で出力》

⑦ 労働保険等 ○年度一括有期事業総括表(建設の事業)【別添様式】(2枚複写)

・ 労働局用のみ提出、事務組合控・事業主控は事務組合用(監督署控は不要。)

※ 労働保険番号の基幹番号末尾「5」で提出。控えは事務組合控と事業主控どちらかだけでも可。

⑧ 労働保険一括有期事業報告書(建設の事業)【様式第7号(第34条関係)(甲)】(2枚複写)

・ 提出用(旧様式の場合、正)のみ提出、事業主控は事務組合用。

※ 労働保険番号の基幹番号末尾「5」で提出。

◎ 上記⑥~⑧は、「⑥+⑧」又は「⑦+⑧」の組合せで提出。

⑨ 保険料申告書内訳(第2種特別加入保険料)【組様式第6号(乙)】(3枚複写)

・ 労働局用・監督署用を提出、事務組合控は事務組合用。

※ 労働保険番号の基幹番号末尾「8」枝番001~(一人親方)

⑩ 第3種特別加入保険料申告内訳【海特様式第1号】、名簿【海特様式第2号】(3枚複写)

・ 1, 2枚目を提出、3枚目は事務組合用。

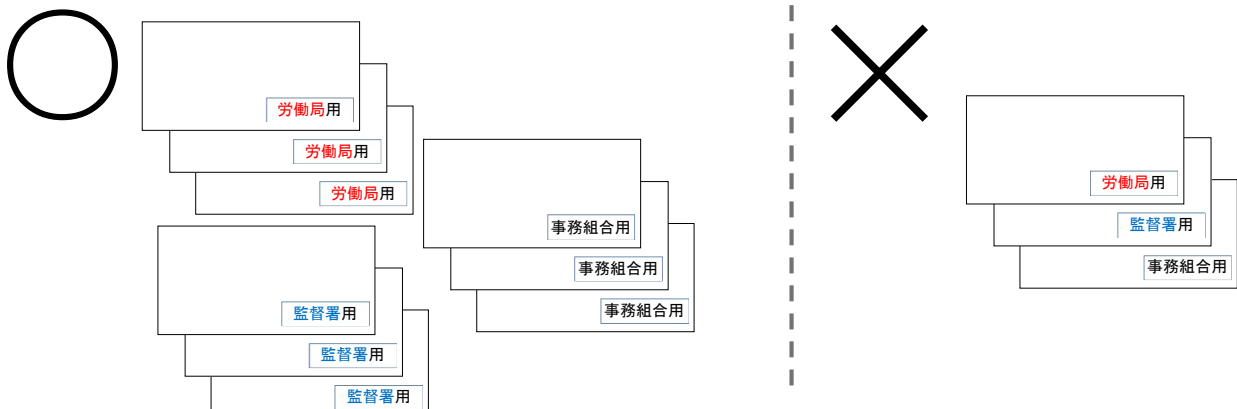
※ 労働保険番号の基幹番号末尾「8」枝番301~(海外派遣)

#### 提出時の注意事項

○ 上記②~④について、労働保険番号の基幹番号末尾「2」のみ監督署用は不要。

○ 申告書内訳及び一般拠出金内訳などの各種様式については、申告書の労働保険番号別に、提出先(『労働局用』、『監督署用』、『事務組合控』)ごとに、それぞれを束ねて提出してください。

・申告書の労働保険番号別に、各様式とも提出先ごとに束ねて提出。





#### (4) 納付先及び納付方法

○ 納付先: 日本銀行(代理店を含む)、郵便局又は埼玉労働局

日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む)又は郵便局に納付する場合は、納付書の部分を申告書から切り離し、納付書のみを金融機関に提出してください。

#### 口座振替の注意事項

- 口座振替納付制度利用事務組合については、口座振替日前に事前通知が送付されるので、振替額及び振替口座の残高を確認してください。また、口座振替後には、結果のお知らせが送付されます。
- メリット事業を委託解除した場合など、**年度更新で確定のみの申告で労働保険番号が廃止になる分については、その労働保険番号については口座振替が行われませんので、手納付してください。**

#### (5) メリット制適用事業場の年度更新

メリット制とは、一定規模以上の事業について災害率の高低に応じて労災保険料率から非業務災害率を減じた率を最大 40%の範囲内で増減させる制度です(立木の伐採事業については 35%)。メリット制適用事業場の年度更新については、いくつか注意点があります。

##### 1. 申告書内訳の注意点 (事務組合で作成)

メリット制適用事業については、基幹番号全体の申告書内訳とは別個に申告書内訳を作成する必要があります。その際、以下の点に注意して作成してください。

- ・ 「申告書内訳」及び「一般拠出金内訳」は一般事業場とは分けて、メリット事業場のみの内訳にまとめて記入し、上部余白に『**メリット適用分**』と朱書してください。

※ メリット適用分の内訳については、合計欄の記入は必要ありません。



##### 2. 申告書の注意点 (国から送付されるものを記入)

メリット制適用事業については、基幹番号本体の申告書(枝 000)とは別個に申告書が作成されます。メリット料率は年度単位で適用し、申告書の作成パターンは以下の 4 つがあります。

【例】基幹番号 999990 における枝 003 の事業場にかかるメリット制適用 (基準料率…本来の労災保険料率)

	R5 確定	R6 概算	国から送付されるもの	枝 003 の申告方法
継続メリット	メリット料率	メリット料率	・ 申告書 2 枚 (枝 000・枝 003) ・ 「労災保険料率決定通知書」	概算・確定を枝 003 の申告書で申告
新規メリット	基準料率	メリット料率	・ 申告書 2 枚 (枝 000・枝 003) ・ 「労災保険料率決定通知書」	概算・確定を枝 003 の申告書で申告
メリット落ち	メリット料率	基準料率	・ 申告書 2 枚 (枝 000・枝 003)	概算・確定を枝 003 の申告書で申告
前年度メリット落ち	基準料率	基準料率	・ 申告書 1 枚 (枝 000)	枝 000 の申告書に含めて申告

※メリット制適用事業場が複数ある場合は、その数だけ申告書を作成することになります。

##### 3. 新年度 4 月 1 日以降にメリット事業場の委託を受けた場合

申告の際は、委託前の労働保険番号で通知された『労災保険率決定通知書』の写しを添付していただいた上で、以下のとおり申告してください。

- (口座振替制度**未利用**事務組合) メリット事業場ごとに「申告書」を作成してください。
- (口座振替制度**利用**事務組合) 当該メリット事業場分の「申告書」を本体(枝番号-000)と別に作成しても、その分の**新年度第 1 期概算保険料の納付は口座振替の対象外**となりますので、単体で「申告書」を作成せずに、**本体(枝番号-000)の「申告書」に含めて申告してください。**

## 5. 納付書記入上の留意点

- 申告書に付いている納付書の金額を書き誤った場合は、種別『30840』の納付書に書き換えて納付してください。
- 滞納保険料等の納付については、特に下記に留意のうえ作成し、保険料等の交付があり次第ただちに納付してください。
- 延滞金、追徴金の納付には種別『30820』の納付書を使用してください。

### 領収済通知書

(労働保険) (国庫金)

(記入例) ¥0123456789

◎数字は記入例に合わせて裏のボールペンで丸を入れて移すからはいらないように記入して下さい。

取扱行名 **埼玉労働局** ※取扱行番号 **00075316** 徴収勘定 **保険料収入及び一般拠出金収入** 労働保険特別会計 **0847** 厚生労働省 **6118** 令和 **06** 年度

労働保険番号 **11304936990** ※CD  ※証券受領

※会計年度(元号:令和は9) ※徴定年度(元号:平成は7,令和は9) ※収納年月日(元号:令和は9)

納付の目的  
1. 令和 **06** 年度 概算 **1** 期  
2. 増加概算...1 利率引上...2  
3. 令和  年度 確定  
4. 保険料等...1 追徴金...3 延滞金...5 あわせて納付

(住所) 〒350-1123 **川越市脇田本町22-2**

(氏名) **労働保険事務組合  
川越工業会  
理事長 所沢博**

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局

内 労働保険料 **¥88934**  
一 一般拠出金 **¥570**  
納付額(合計額) **¥89504**

あて先 〒330-6016 **さいたま市中央区新都心11番2  
ランド・アクシス・タワー15階**

所在地及び名称は **ゴム印でも可。**

枝番号の記入はメリット事業場のみとし、その他は空欄としてください。

延滞金の納付の場合 は「5」を記入

---

### 領収済通知書

(労働保険) (国庫金)

(記入例) ¥0123456789

◎数字は記入例に合わせて裏のボールペンで丸を入れて移すからはいらないように記入して下さい。

取扱行名 **埼玉労働局** ※取扱行番号 **00075316** 労働保険特別会計 **0847** 厚生労働省 **6118** 令和 **06** 年度

労働保険番号 **11304936990** ※CD  ※証券受領

※収納区分 ※収納年月日(元号:令和は9) ※収納機関 ※区分 ※徴定 ※データ指示コード

納付額 **¥900**

納付の目的(上記金額の内訳)  
1. 令和 **06** 年度 概算 **1** 期  
2. 増加概算...1 利率引上...2  
3. 令和  年度 確定  
4. 保険料等...1 追徴金...3 延滞金...5 あわせて納付

(住所) 〒350-1123 **川越市脇田本町22-2**

(氏名) **労働保険事務組合  
川越工業会  
理事長 所沢博**

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局

金額の訂正はできません。また、金額の前の記号の横線は一本⇒ **¥**

納付の目的(年度、期別、概算、確定等の区分)を正確に記入してください。

## 6. 労働保険料等を滞納した場合の事務処理

### (1) 滞納が発生した場合の対応

委託事業主が保険料・拠出金を納付することができなかった場合、まずは以下3つの対応が必要になります。

- ① 金融機関に連絡し口座振替納付を止める(口座振替を利用している場合のみ)
- ② 滞納保険料を除いた保険料額を口座振替期日までに手納付する
- ③ **労働保険料等滞納事業場報告書(※)**を提出する(※埼玉労働局 HP に様式を掲載しています。)

次に、滞納事業場の事業主に対し納付督促を行います。納入がありましたら労働保険料等納入事業場報告書を提出してください。

- ④ 納付の督促を行う
- ⑤ 納付があったときは**労働保険料等納入事業場報告書(※)**を提出する

#### ① 金融機関に連絡し口座振替納付を止める(口座振替を利用している場合のみ)

取引先金融機関に連絡し、口座振替による納付を停止してください。振替停止の手続方法やどの基幹番号分が停止対象となるかについては、金融機関によって取り扱いが異なりますので金融機関にご確認ください。

**なお、口座振替を利用していない事務組合は①の対応は不要です。**

#### ② 滞納保険料を除いた保険料額を口座振替期日までに手納付する

滞納分を除いた保険料額について、手書きで納付書を作成してください。納付は口座振替の納付期限までをお願いします。

#### ③ 労働保険料等滞納事業場報告書を提出する (P26 をご参照ください)

当報告書の提出は**法定納期限経過後 15 日以内**となっております。提出がない場合は事務組合に対して督促状を発行し、場合によっては事務組合の口座差押などの強制処分を行うことがありますので、必ず提出してください。

#### ④ 納付の督促を行う

滞納発生後も納入しない事業主には定期的に連絡し、納入督促をしてください。**督促を行った場合は、その記録(P28 参照)を必ず残すようにしてください。**その後の滞納整理に役立てるため、督促記録の提出にご協力いただく場合がありますので、具体的に記録していただくようお願いします。

#### ⑤ 納付があったときは労働保険料等納入事業場報告書を提出する (P27 をご参照ください)

当該報告書の提出がない場合、国へ納付いただいた保険料がどの委託事業主の滞納保険料等であるかが不明となり収納処理ができませんので、提出もれのないようお願いします。

なお、翌月 10 日までの提出となっておりますが、**期日を待たず早めに報告をお願いします。**

## (2) 労働保険料等滞納事業場の報告

労働保険料等を納期限までに集金できなかった委託事業場があるときは「労働保険料等滞納事業場報告書」を作成し、速やかに報告してください。

組様式第9号

### 労働保険料等滞納事業場報告書

各期の納付期限の日付を記入。

- 1期：7月10日
  - 2期：11月14日
  - 3期：2月14日
- ※納付期限が土曜日の場合はその翌々日、日曜の場合はその翌日が納付期限となる。

種別 31850

提出年月日 9-06-07-16

電話 (048)-(XXX)XXXX 番

所在地 〒000-0000

名称 労働保険事務組合 000

代表者氏名 会長 0000

現在 下記事業場の保険料等が滞納となっていますので報告します。( | 枚のうち | 枚目)

※労働保険番号 113XX9XX XX XX

報告年月日 9-06-07-10

枝番号	納付すべき保険料等	納付状況
月/日	保険料等	滞納額
枝番号1 014 徴定年度1 9-06 徴定区分1 62 電話(048)-(XXX)XXXX番 事業場名 (株)△△工業	納付すべき保険料等1 31821 納入額1 20000 滞納額1 11821	納付状況 月/日 保険料等 滞納額 / / / / / / / / /
枝番号2 014 徴定年度2 9-06 徴定区分2 21 電話(048)-(XXX)XXXX番 事業場名 (株)△△工業	納付すべき保険料等2 98765 納入額2 0 滞納額2 98765	納付状況 月/日 保険料等 滞納額 / / / / / / / / /
枝番号3 014 徴定年度3 9-06 徴定区分3 72 電話(048)-(XXX)XXXX番 事業場名 (株)△△工業	納付すべき保険料等3 200 納入額3 0 滞納額3 200	納付状況 月/日 保険料等 滞納額 / / / / / / / / /
枝番号4 014 徴定年度4 9-06 徴定区分4 72 電話(048)-(XXX)XXXX番 事業場名 (株)△△工業	納付すべき保険料等4 200 納入額4 0 滞納額4 200	納付状況 月/日 保険料等 滞納額 / / / / / / / / /
合計	納付すべき保険料等合計 130786 納入額合計 20000 滞納額合計 110786	凡例 1-徴定区分 2.1. 全期または1期 2.2. 2期 2.3. 3期 6.1. 事業廃止(保険料) 6.2. 前年度(保険料) 6.3. 前々年度(保険料) 7.1. 事業廃止(拠出金) 7.2. 前年度(拠出金) 7.3. 前々年度(拠出金)

滞納事業場の「枝番号」、「徴定年度」、「徴定区分」を記入。

<例：徴定年度-徴定区分>

6年度概算1期：06-21

5年度確定不足：06-62

6年度拠出金：06-72

徴定区分は右下にある凡例を参考にしてください

合計を記入。

### (3) 労働保険料等納入事業場の報告

(2) により報告した滞納事業場から労働保険料等の交付を受け、国へ納付したときは「労働保険料等納入事業場報告書」を作成し、速やかに事務組合係まで提出してください。

※ この報告書の提出がない場合、国へ納付いただいた保険料が、どの委託事業主の滞納保険料等であるか不明なため、収納処理ができませんので、提出もれのないようお願いいたします。  
 なお、翌月 10 日までの提出となっていますが、**期日を待たず早めに報告をお願いします。**

組様式第10号

#### 労働保険料等納入事業場報告書

滞納報告書で記入した「枝番号」、  
 「徴定年度」、「徴定区分」を記入。

提出年月日 9-06-08-10	
電話 (048)-(XXX)XXXX 番 〒000-0000	所在地 さいたま市中央区〇〇〇〇
労働保険事務組合 名称 労働保険事務組合 〇〇〇	代表者氏名 会長 〇〇 〇〇

中に下記事業場の保険料等を納付しましたので報告します。 ( | 枚のうち | 枚目)

枝番号 1 014	年月日 1 9-06-08-06	銀行に納付した日を記入。
徴定年度 1 9-06	保険料等 1 11821	
徴定区分 1 62	納付場所 1 埼玉りそな 大宮	備考 1 (株) △△工業
枝番号 2 014	年月日 2 9-06-08-06	銀行に納付した日を記入。
徴定年度 2 9-06	保険料等 2 98765	
徴定区分 2 21	納付場所 2 埼玉りそな 大宮	備考 2 (株) △△工業
枝番号 3 014	年月日 3 9-06-08-06	
徴定年度 3 9-06	保険料等 3 2000	
徴定区分 3 72	納付場所 3 埼玉りそな 大宮	備考 3 (株) △△工業
枝番号 4 〇〇〇	年月日 4 不明-〇〇-〇〇-〇〇	
徴定年度 4 不明-〇〇	保険料等 4 〇〇〇〇〇〇	
徴定区分 4 〇〇	納付場所 4 〇〇〇〇	備考 4 「内部相殺金」と「延滞金」の 場合は、備考欄にその旨を 必ず記載すること。
枝番号 5 〇〇〇	年月日 5 不明-〇〇-〇〇-〇〇	
徴定年度 5 不明-〇〇	保険料等 5 〇〇〇〇〇〇	
徴定区分 5 〇〇	納付場所 5 〇〇〇〇	備考 5 〇〇〇〇〇〇
合計	保険料等合計 110786	滞納額合計 〇〇〇〇〇〇

合計を記入。

(注) 1. この報告書は、労働保険料等滞納事業場報告書(組様式第9号)により報告した事業場のうち、その後納付したものにつき1ヶ月分をとりまとめ、翌月10日までに報告すること。  
 2. 納付場所欄には銀行名(支店名まで)、郵便局名、都道府県労働局又は労働基準監督署の別を表示すること。

(23. 3)

- ◆ 「労働保険料等滞納事業場報告書」および「労働保険料等納入事業場報告書」の掲載場所  
 埼玉労働局 > 各種法令・制度・手続き > 労働保険関係 > 制度全般  
 ・労働保険徴収関係様式 > 【事務組合関係】(各種様式) > 当該様式

滞納事業場納入督促事跡

(記入例)

事務組合 名称	○×労働保険事務組合
滞納事業場 労働保険番号	11—3—01—999990—999
滞納事業場 名称	△□海運 株式会社

滞納保険料等 内訳							
年度	前年度 確定不足	全期・ <del>1期</del>	2期	3期	延滞金(保)	一般拠出金	延滞金(拠)
平・ <del>令</del> 5 年度	¥50,000	¥100,000				¥500	
平・令 年度							
平・令 年度							
平・令 年度							

日付	事組 担当者	事業場 対応者	対応方法	内容
R5.7.18	労働 太郎		<del>郵送</del> 電話・訪問・呼出	納付期限R5.7.10を過ぎても納付がないため、事業場へ電話。不在のため、留守番電話へ納付するように督促のメッセージを残す。
R5.7.21	労働 太郎	徴収 花子	<del>郵送</del> 電話・訪問・呼出	代表取締役 徴収花子 様より電話。資金繰りが厳しく、現金、預金が不足しているとのこと。取引先から直近の入金がR5.7.31予定なのでそこまで待つほしいとのこと。
R5.7.24	労働 太郎		<del>郵送</del> 電話・訪問・呼出	労働局へ当事業場分の第一期滞納事業場報告を郵送提出。
R5.8.14	労働 太郎		<del>郵送</del> 電話・訪問・呼出	R5.7.21の電話連絡以降、連絡および入金なし。電話するも不在。留守番電話に督促のメッセージを残す。また納付するよう督促の文書を送付。

埼玉労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

労働保険事務組合

労働保険料等納入催告の依頼について

令和 年 月 日現在、下記事業場の保険料等が、納入期限を経過しても未納となっていますので、納入催告書の交付を依頼します。

記

労働保険 番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	
枝番号	事業所名称 及び 所在地		未納保険料等内訳		備考 未納理由
			年度確定不足		
			年度概算 期		
			年度一般拠出金		
			合 計		
			年度確定不足		
			年度概算 期		
			年度一般拠出金		
			合 計		

第 号  
令和 年 月 日

殿

埼玉労働保険特別会計歳入徴収官

公  
印

## 労働保険料等の納入催告について

令和 年 月 日現在、未納となっている下記労働保険料等を、至急、あなたが事務委託している「〇〇〇〇労働保険事務組合」へ納付されるよう催告いたします。

なお、労働保険料等を完納しないときは、延滞金の処分を行うこととなる場合がありますのでご注意ください。

### 記

**納入催告書には委託手数料等の記載  
はできませんのでご注意ください。**

- 注意 1 ・労働保険料等を指定期限までに完納しないときは、納期期限の翌日から納入の日の前日までの間について保険料等の額につき法に定める割合で計算した額の延滞金の金額をあわせて納入していただきます。
- 2 ・本状到達後、早急に納付できない事情のある場合は、必ず委託先労働保険事務組合へ相談してください。



## 7. 増減訂正・概算修正について

### ・概算に係る訂正

増額訂正：新規委託の事業場の概算を新たに立てる場合

減額訂正：申告済みの事業場が委託解除した場合

(概算保険料が増額になる場合を含む)

概算修正：申告済みの事業場の概算額を変更する場合

(概算保険料額が当初の2倍を上回る場合又は2分の1を下回る場合)

### ・提出（持参又は郵送）期間等

<増額訂正・概算修正（増額）>

期	提出期間	摘要
2期	<u>9月2日（月）～9月20日（金）</u>	2期及び3期分の納付書又は口座振替に反映される。
3期	<u>12月2日（月）～12月20日（金）</u>	3期分の納付書又は口座振替に反映される。

<減額訂正・概算修正（減額）>

期	提出期間	摘要
2期	<u>9月2日（月）～9月20日（金）</u>	3期分の納付書又は口座振替から反映され、それを上回る額が2期分に反映される。
3期	<u>12月2日（月）～12月20日（金）</u>	3期分の納付書又は口座振替に反映される。

※ 上記提出期間外の申告は受付できません。提出期間外に届いた書類は受理せず、そのまま返却いたします。

※ 減額訂正を行う場合、一般拠出金を併せて申告納付する必要はありません。一般拠出金の算定を行い、委託事業場から徴収した上で翌年度の年度更新時に納付して頂きます。ただし、メリット事業場については申告書による確定精算となるため、一般拠出金の納付が必要となります。

※ 減額訂正については、必ずしも上記摘要の処理にならない場合があります。

※ 同じ期に同一の基幹番号で増額訂正と減額訂正がある場合、申告書内訳は各々分けて作成し、申告書はまとめて作成して下さい。

# 〈増額訂正・概算修正（増額）の申告の記入例〉

- ・ 増額訂正及び概算修正（増額）は同一の内訳書に記入してください。
- ・ 特別加入者の月割対象者がいる場合は、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を併せて添付してください。
- ・ 同じ基幹番号で減額訂正がある場合、申告書内訳は各々分け、申告書は一つにまとめて作成してください。

組織様式第10号

労働保険番号		府県		町	管轄	基幹番号				令和	年度	確定	保険料・一般拠出金申告書内訳										事務組合名		事務組合		頁		
113		XX		9	XX	XX				令和	6	年度	概算	【増額訂正・概算修正（増加）】										労働保険		埼玉労働協会			
枝番 号	事業場の名称 事業主の名称	就業形態	労働者 被保険者	確定保険料						概算保険料				第1種特別加入者															
				労災保険		雇用保険		規模区分確定保険料		労災保険	雇用保険			No.	氏名	基礎日額 (円)	区分	翌年度からの基礎日額 (円)											
				一般賃金総額	一般保険料	賃金総額	一般保険料	甲	4人以下	申告済概算保険料	一般保険料	一般保険料																	
特別加入基礎額	特別加入保険料	甲	5~15人	不足額	特別加入保険料	乙	16人以上	過納額	小計	合計	増額訂正		概算修正（増額）		修正後概算保険料額 - 修正前概算保険料額		④÷2(端数は2期へ) = 期別の増加金額 ※2期で提出した場合		①+②+③=増加金額										
057	(株)A社	常時雇用						甲		3,000				9,000		1	〇〇〇〇 (9ヵ月)	3,500	1										
								乙		2,874																			
								丙		5,874				14,874															
058	(株)B社	常時雇用								4,500				13,500		1	〇〇〇〇 (8ヵ月)	3,500	1										
										2,553																			
										7,053				20,553															
040	(株)C社 (修正前)	常時雇用								6,000				18,000															
										6,000				24,000															
040	(株)C社 (修正後)	常時雇用								15,000				45,000															
										15,000				60,000															
	合計																												

**労働保険 概算・増加概算・確定保険料**  
**石綿健康被害救済法 一般拠出金**

**申告書**

**継続事業**  
(一括有期事業を含む。)

**口座**

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入してください。  
 OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願います。

下記のとおり申告します。

提出用

種別 **3 2 7 0 0** ※修正項目番号   ※入力徴定コード  項1

**増額訂正・概算(増額)修正**

口座振替利用の場合

① 労働保険番号	都道府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号
1 1 3	X X	9	X X X X X	- 0 0 0	

※各種区分			
管轄(2)	保険関係等	業	業分類

あて先 〒330-6016  
 さいたま市中央区新都心11番地2

訂正申告の種類を記入する  
 減額訂正もある場合は「増減額訂正・概算修正」と記入

②増加年月日(元号:令和は9) -年-月-日 項3  
 ③事業廃止等年月日(元号) -年-月-日 項3

④ 常時使用労働者数	⑤ 雇用保険被保険者数
<input type="text"/> 万 <input type="text"/> 千 <input type="text"/> 百 <input type="text"/> 十 <input type="text"/> 人 項6	<input type="text"/> 万 <input type="text"/> 千 <input type="text"/> 百 <input type="text"/> 十 <input type="text"/> 人 項7

※保険関係  項9  
 ※片保険理由コード  項10

埼玉労働局  
 労働保険特別会計歳入徴収官殿

確定 保険料 算定内 訳	⑦ 区 分	算定期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで			
		⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)	
		労働保険料 (労災+雇用)	(イ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項11	(イ) 1000分の	(イ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 項12
		労災保険分	(ロ) <input type="text"/> 千 円 項13	(ロ) 1000分の	(ロ) <input type="text"/> 円 項14
		雇用保険分	(ホ) <input type="text"/> 千 円 項18	(ホ) 1000分の	(ホ) <input type="text"/> 円 項19
一般拠出金 (注1)	(ハ) <input type="text"/> 千 円 項	(ハ) 1000分の	(ハ) <input type="text"/> 円 項36		

(注1) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主が一般拠出金は延納できま

増減訂正・概算修正の額を加味した概算  
 保険料を記入する

概算・ 増加概算 保険料 算定内 訳	⑪ 区 分	算定期間 月 日 まで			
		⑫ 保険料算定基礎額の見	⑬ 増加概算保険料額 (⑫×⑬)		
		労働保険料 (労災+雇用)	(イ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項20	(イ) 1000分の	(イ) 億 千 百 十 万 千 百 十 円 項21
		労災保険分	(ロ) <input type="text"/> 千 円 項22	(ロ) 1000分の	(ロ) <input type="text"/> 円 項23
		雇用保険分	(ホ) <input type="text"/> 千 円 項26	(ホ) 1000分の	(ホ) <input type="text"/> 円 項27

提出時点の基幹番号全体の申告済  
 概算保険料額(当該増額を含めな  
 い)を記入する

⑭事業主の郵便番号(変更のある場合記入) - 項28  
 ⑮事業主の電話番号(変更のある場合記入) - 項29  
 ※検索有無区分  ※算定対象区分  ※データ指示コード  ※再入力区分  ※修正項目

⑯の申請 納付回数  項30

⑰ 申告済概算保険料額	⑱ 申告済概算保険料額	11,606,656 円
⑲ 差引額	⑲ 増加概算保険料額 (⑱の(イ)-⑱)	71,427 円
⑲ (イ) 充当額	⑲ (ロ) 還付額	

⑱⑲⑲の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

納 付 額	期 別	⑳ 第1期(令和〇年〇月) 納付額は			㉑ 事業又は 作業の種類	㉒ 保険関係 成立年月日
		(イ) 概算保険料額 (⑱(イ)÷⑰)	(ロ) 充当額 (⑲(イ)-㉑(ロ))	(ハ) 第2期納付額 (㉑(イ)-(イ)-(ロ))		
		3,868,885 円	35,714 円	3,904,599 円		
		(ニ) 今期労働保険料 (⑱(イ)+(ロ)又は(イ)+(ハ))				
第2期	(イ) 概算保険料額 (⑱(イ)÷⑰)	(ロ) 充当額 (⑲(イ)-㉑(ロ))	(ハ) 第3期納付額 (㉑(イ)-(イ)-(ロ))		H20.5.1 ㉓ 事業廃止等 理由	
第3期	(イ) 概算保険料額 (⑱(イ)÷⑰)	(ロ) 充当額 (⑲(イ)-㉑(ロ))	(ハ) 第3期納付額 (㉑(イ)-(イ)-(ロ))			
3,868,885 円	35,713 円	3,904,598 円				
⑳ 加入している労働者 労働保険	(イ) 労災保険 被保険者	(ロ) 労災保 険 被 保 険 者	(ハ) 該当 労働者			
㉑	(イ)	(ロ)	(ハ)			

増減訂正・概算修正の額を合算した額

この例は、2期で提出した場合

当該増減訂正前  
 の、基幹番号全体  
 の期別納付額を  
 記入する

当該増減訂正に  
 による、各期の基幹  
 番号全体の差額  
 を記入する

当該増減訂正後  
 の、基幹番号全体  
 の期別納付額  
 を記入する

⑳ 事業主	郵便番号	電話番号
	330 - 6016	( 048 ) 600 - 6203
(イ) 住所	さいたま市中央区新都心11-2	
(ロ) 名称	埼玉協議会労働保険事務組合	
(ハ) 氏名	理事長 埼玉 太郎	

## 〈減額訂正・概算修正（減額）の申告の記入例〉

組機様式第10号

枝番号	事業場の名称 事業主の名称 雇用保険事業所番号	労働者 被保険者	労働保険		雇用保険		規模区分確定保険料		概算保険料		第1種特別加入者						
			一般貸金総額 特別加入基礎額	一般保険料 特別加入保険料 小計	貸金総額	一般保険料	甲 4人以下	乙 5~15人	丙 16人以上	労災保険 雇用保険	一般保険料 一般保険料	No.	氏名	基礎日額 (円)	区分	翌年度からの 基礎日額 (円)	
201	(株) D社 〇月〇日 事業廃止		千円 40,000	円 120,000	千円	千円	甲	乙	丙	1期 2期 3期	滞納なし △118,404 △275,000	1 2 3	〇〇〇〇(5ヶ月)	3,500	1	減額金額は3期分の保険料から減額し、さらに3期分の保険料を上回る減額金額は2期から減額する。	
			532	1,596							825,000						
			40,532	121,596	20,000	310,000					431,596						
206	(株) E社 〇月〇日 事業廃止		25,000	75,000			甲	乙	丙	1期 2期 3期	滞納なし △636,225 △560,000	1 2 3	〇〇〇〇(4ヶ月)	3,500	1	1期分保険料の滞納がない事業場で、減額金額が3期分+2期分の保険料を上回る場合は、その残額を2期分からさらに減額する。	
			425	1,275							1,650,000						
			25,425	76,275	25,000	387,500					463,775						
210	(株) F社 〇月〇日 個別移行		18,750	56,250			甲	乙	丙	1期 2期 3期	△64,350 △412,500 △412,500	1 2 3	〇〇〇〇(4ヶ月)	3,500	1	1期分保険料を滞納している事業場で減額金額が3期分+2期分の保険料を上回る場合は、その残額を1期分滞納額から減額する。	
			425	1,275							1,237,500						
			19,175	57,525	18,750	290,625					348,150						
			減額訂正														
215	(株) G社 (修正前)										30,000	135,000				修正後概算保険料額 - 修正前概算保険料額	
											0						
											30,000	165,000					
215	(株) G社 (修正後)										9,000	40,500				1期分保険料の滞納がない事業場で、減額金額が3期分+2期分の保険料を上回る場合、その残額を2期分からさらに減額する。	
											9,000	49,500					
											△60,500	△55,000					
												△115,500					
											1期 △64,350	2期 △1,227,629	3期 △1,292,500				事業場の期別ごとの減額の合計 = 期別納付額の減額分
											合計 △2,584,479						

P.31の説明のとおり、一般拠出金額の算定をして委託事業場から徴収しておりますが、納付は翌年度の年度更新時であり、上記「組機様式第10号(続紙)」は提出の必要はありません。  
 メリット事業場については確定精算となるため、上記「組機様式第10号(続紙)」の提出および一般拠出金の納付が必要となります。

組機様式第10号

労働保険番号				令和 年度 確定 保険料・一般拠出金申告書内訳				事務組合名 〇〇〇〇労働保険事務組合			
枝番号	事業場の名称 事業主の名称 雇用保険事業所番号	貸金総額 (千円)	率 (0.00/100)	一般拠出金額 (円)	枝番号	事業場の名称 事業主の名称 雇用保険事業所番号	貸金総額 (千円)	率 (0.00/100)	一般拠出金額 (円)		
201	(株) D社 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇	40,000	0.02	800							
202	(株) E社 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇	25,000	0.02	500							
203	(株) E社 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇	18,750	0.02	375							
(合計)				1,675							

- ・ 減額訂正及び概算修正（減額）は同一の内訳書に記入してください。
- ・ メリット事業場を除き一般拠出金の申告は必要ありません。（末尾2・3・8以外）
- ・ 特別加入者の月割対象者がいる場合は、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を併せて添付してください。
- ・ 同じ基幹番号で増額訂正がある場合、申告書内訳は各々分け、申告書は一つにまとめて作成してください。

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）  
**労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書**  
 石綿健康被害救済法 一般拠出金

連続事業 (一括有期事業を含む。) **口座** 提出用  
第3号「記入」に当たっての注意事項をよく読んでから記入してください。  
 OCRソフトへの記入は上記の「標準字体」でお願います。

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

種別 3 2 7 0 0 ※修正項目番号 入力済定コード 項1  
 減額訂正・概算(減額)修正

※種区分 管轄(2) 保険種別 業種 産業分類  
 訂正申告の種類を記入する  
 増額訂正もある場合は「増減額訂正・概算修正」と記入

提出用  
 口座振替利用の場合  
 あて先 〒330-6016  
 さいたま市中央区新都心11番地2

①労働保険番号 1 1 3 × × 9 × × × × × - 0 0 0  
 ②増加年月日(元号:令和は9) ③事業廃止等年月日(元号) ④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数  
 ⑥事業廃止等理由 ⑦片保険理由コード

埼玉労働局 労働保険特別会計歳入徴収官殿

確定保険料算定内訳	⑦ 算定期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで		
	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料(労災+雇用)	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項11	(イ) 1000分の (イ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項12	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項12
労災保険分	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項13	(ロ) 1000分の (ロ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項14	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項14
雇用保険分	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項18	(ホ) 1000分の (ホ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項19	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項19
一般拠出金 (注1)	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項	(ヘ) 1000分の (ヘ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項36

注(注1) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主一般拠出金は延納できません。

概算・増加概算保険料算定内訳	⑪ 算定期間 月 日 まで		
	⑫ 保険料算定基礎額の見	⑬ 加概算保険料率	⑭ 加概算保険料額 (⑫×⑬)
労働保険料(労災+雇用)	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項20	(イ) 1000分の (イ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項21	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項21
労災保険分	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項22	(ロ) 1000分の (ロ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項23	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項23
雇用保険分	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項26	(ホ) 1000 (ホ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項27	千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項27

増減訂正・概算修正の額を加味した概算保険料を記入する

提出時点の基幹番号全体の申告済概算保険料額(当該減額を含めない)を記入する

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入) 項28 項29

⑰申請納付回数 項30

⑱ 申告済概算保険料額 ⑲申告済概算保険料額 11,890,272 円

⑳ 増加概算保険料額 (⑱の(イ)-⑲) Δ2,584,479 円

㉑ 増減訂正、概算修正の額を合算した額 項39

㉒ 第1期又は第2期又は第3期 ⑳(イ)+㉑(イ) ㉒(イ) ㉒(イ) ㉒(イ) 項 項 項

㉓ 第2期 ㉓(イ)+㉑(イ) ㉓(イ) ㉓(イ) ㉓(イ) 項 項 項

㉔ 第3期 ㉔(イ)+㉑(イ) ㉔(イ) ㉔(イ) ㉔(イ) 項 項 項

㉕ 事業又は作業の種類 次年度の年度更新時に納付するため、記載する必要なし

㉖ 加入して 労働保険 当該増減訂正前の、基幹番号全体の期別納付額を記入する  
 当該増減訂正による、各期の基幹番号全体の差額を記入する  
 当該増減訂正後の、基幹番号全体の期別納付額を記入する

㉗ 事業主 (イ)住所 さいたま市中央区新都心11-2  
 (ロ)名称 埼玉協議会労働保険事務組合  
 (ハ)氏名 理事長 埼玉 太郎

## ※ 一人親方（末尾8）の場合

### 増額訂正

- ① 2期で増額訂正する場合（年度途中の加入）  
増額となる合計額を2分割し、2期と3期に上乗せする（端数は2期に充てる）。
- ② 3期で増額訂正する場合  
増額となる合計額すべてを3期に上乗せする。

### 減額訂正（年度途中の脱退）

- ① 2期で減額訂正する場合  
減額となる合計額を全て2期でマイナスする（なお、マイナスする額が2期の納付額を超える場合は、超えた金額を3期からマイナスする）。
- ② 3期で増額訂正する場合  
減額となる合計額を全て3期でマイナスする。

（例）2期で増減訂正する場合

組様式第6号（乙）											
○年度確定 △年度概算 <b>保険料申告書内訳</b> （第2種特別加入保険料）								枚のうち 枚目			
				労働保険 番 号	府 県	所 掌	管 轄	基幹番号			
				1	1	1	*	*	*	*	
①	②	③	④	令和 △年度確定保険料			令和 △年度概算保険料				
労働 保険 番号 の 枝 番号	事業(団体)の名称	業 種	特別加 入者数	⑤ 保険料算定 基礎額総計	⑥ 令和 3年度 第2種特別加 入保険料率 (1000分の)	⑦ 第2種特別 加入保険料 (⑤×⑥)	⑧ 保険料算定 基礎額総計	⑨ 令和 年度 第2種特別加 入保険料率 (1000分の)	⑩ 第2種特別 加入保険料 (⑧×⑨)		
			人	千円		円	千円		円		
1	労働太郎	特2	5,000	608	18	10,944					
25	埼玉健太郎	特2	10,000			差額	2,433	18	43,794		
※(2期で訂正の場合) 末尾8にかかる増額訂正の場合は、2期と 3期に分けるが、減額訂正の場合は、全て 2期からマイナスする。				減額訂正分 2期 10,944 - 32,850 = △21,906							
				脱退に伴う 確定額		年度更新で 申告した額	増額訂正分 2期 5,472 3期 5,472				
各期の納付額(増減) 2期 5,472 - 21,906 = △16,434 3期 5,472											

※ 提出にあたっては、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳（別紙様式第1号）」  
（P20 参照）も提出してください。

## 8. 確定修正について

### ○確定に係る訂正

確定修正：申告済みの確定保険料を修正する場合（2会計年度まで）

※ 還付が生じる場合及び失業事故による遡及適用（取得日の変更を含む）については **算定基礎調査を行います**。このような事案が発生した場合は、**事前に**埼玉労働局労働保険徴収課事務組合係まで**連絡してください**。

### ○提出書類等（持参又は郵送）

- ・ 保険料等申告書 ・ 保険料申告書内訳 ・ 一般拠出金申告書内訳（労災保険の一般賃金総額が修正になる場合）

※訂正前の「賃金等の報告」（写）と訂正後の「賃金等の報告」（写）を添付して下さい。

※随時受付いたしますが、処理に時間がかかることがありますのでご了承下さい。

※差額分の保険料、一般拠出金については、**埼玉労働局から送付される納付書で納付して下さい**。

### ＜確定修正申告の記入例＞

- ・ 年度更新で既に確定申告している事業場の確定額を変更する場合には、年度更新で既に確定申告している事業場の確定額を変更する場合にはに行います。
- ・ 労災保険の一般賃金総額が修正になる場合は、一般拠出金についても確定修正が必要になります。

組機様式第10号  
令和5年度 確定 保険料・一般拠出金申告書内訳  
年度 概算

訂正申告の種類を記入する

事務組合名 ○○○○労働保険事務組合

技 番 号	事業場の名称 事業主の名称	常時雇用 労働者 人数	確定保険料			規模区分 甲 4人以下 乙 5~15人 丙 16人以上	規定額 甲 4人以下 乙 5~15人 丙 16人以上	概算保険料		第1種特別加入者 No. 氏名 基礎日額 翌年度から 区分の基礎日額
			一般賃金総額	一般保険料	賃金総額			労災保険	雇用保険	
004	㈱H社	2	1,018	3,054			18,833			特別加入者がいる場合は記入する。
	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇	##   02		3,054	1,018	15,779				
004	㈱H社	2	1,520	4,580			28,120			理由を記入する。
	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇	##   02		4,580	1,520	23,560				
	賃金の集計誤り 賞与の算入漏れ 控除後の額で算定etc.									正・誤の差引額を記入する。
								9,287		

組機様式第10号（続紙）  
令和5年度 確定 保険料・一般拠出金申告書内訳  
年度 概算

訂正修正（一般拠出金）

事務組合名 ○○○○労働保険事務組合

技 番 号	事業場の名称 事業主の名称	賃金総額 (千円)	率 (1000分の)	一般拠出金額 (円)
004	㈱H社	1,018	0.02	20
	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇		##   02	
004	㈱H社	1,520	0.02	30
	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇		##   02	
	賃金の集計誤り 賞与の算入漏れ 控除後の額で算定etc.		正・誤	10

※ 労災保険に係る一般賃金総額が修正になる場合は、一般拠出金についても確定修正が必要になります。

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書  
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業  
(一括有期事業を含む。)

口座

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3月記入に当たっての注意事項をよく読んでから記入してください。  
OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いたします。

下記のとおり申告します。

提出用

種別 3 2 7 0 0

※修正項目番号

※入力徴定コード

〇〇年度確定修正

口座振替利用の場合

Table with columns: 都道府県, 所管, 管轄, 基幹番号, 枝番号, 種別, 産業分類. Values: 1 1 3 X X 9 X X X X X - 0 0

修正申告の種類を記入する

あて先 〒330-6016  
さいたま市中央区新都心11番地2

②増加年月日(元号:令和は9)

③事業廃止等年月日(元号:令和は9)

※事業廃止等理由

④常時使用労働者数

⑤雇用保険被保険者数

※保険関係 ※片保険理由コード

埼玉労働局  
労働保険特別会計歳入徴収官殿

確定修正の額を加味した確定保険料を記入する

Table 7: 確定保険料算定内訳. Columns: 区分, 算定期間, ⑧保険料・一般拠出金算定基礎額, ⑨保険料・拠出金率, 確定保険料・一般拠出金額. Values include 11750384 and 19391.

確定修正の額を加味した一般拠出金を記入する

(注1) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金は延納できません

Table 11: 概算・増加概算保険料算定内訳. Columns: 区分, 算定期間, ⑫保険料算定基礎額の見込額, ⑬保険料率, ⑭概算・増加概算保険料額. Values include 27 and 21.

提出時点の基幹番号全体の申告済確定保険料額及び一般拠出金額(当該修正を含めない額)を記入する

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入)

⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)

延納の申請 納付回数

※標準有無区分

※算定対象区分

※データ指示コード

※再入力区分

※修正項目

⑬⑭⑮欄の金額の前に「〒」記号を付さないでください。

Table 18: 申告済概算保険料額. Columns: ⑱申告済概算保険料額, ⑲増加概算保険料額. Values include 11,741,097 and 9,287.

確定修正の額を合算した額

Table 22: 別納付額. Columns: 第1期, 第2期, 第3期. Values include 25 and H20.5.1.

Table 26: 加入している労働保険. Columns: (イ)所在地, (ロ)名称, ⑳特掲事業, ㉑事業主. Values include さいたま市中央区新都心11-2 and 埼玉協議会労働保険事務組合.



# 労災保険率表

H30.4.1  
改定  
R6.4.1  
改定

事業の種類/分類	番号	事業の種類	労災保険率	労災保険率
林業	02又は03	林業	60 / 1000	<b>52</b> / 1000
漁業	11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	18 / 1000	18 / 1000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38 / 1000	<b>37</b> / 1000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)	88 / 1000	88 / 1000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16 / 1000	<b>13</b> / 1000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5 / 1000	2.5 / 1000
	25	採石業	49 / 1000	<b>37</b> / 1000
	26	その他の鉱業	26 / 1000	26 / 1000
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業(※2)	64 / 1000	<b>34</b> / 1000
	32	道路新設事業	11 / 1000	11 / 1000
	33	舗装工事業	9 / 1000	9 / 1000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9 / 1000	9 / 1000
	35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	9.5 / 1000	9.5 / 1000
	38	既設建築物設備工事業	12 / 1000	12 / 1000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5 / 1000	<b>6</b> / 1000
	37	その他の建設事業	15 / 1000	15 / 1000
製造業	41	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	6 / 1000	<b>5.5</b> / 1000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4 / 1000	4 / 1000
	44	木材又は木製品製造業	14 / 1000	<b>13</b> / 1000
	45	パルプ又は紙製造業	6.5 / 1000	<b>7</b> / 1000
	46	印刷又は製本業	3.5 / 1000	3.5 / 1000
	47	化学工業	4.5 / 1000	4.5 / 1000
	48	ガラス又はセメント製造業	6 / 1000	6 / 1000
	66	コンクリート製造業	13 / 1000	13 / 1000
	62	陶磁器製品製造業	18 / 1000	<b>17</b> / 1000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26 / 1000	<b>23</b> / 1000
	50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	6.5 / 1000	6.5 / 1000
	51	非鉄金属精錬業	7 / 1000	7 / 1000
	52	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	5.5 / 1000	<b>5</b> / 1000
	53	鋳物業	16 / 1000	16 / 1000
	54	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	10 / 1000	<b>9</b> / 1000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)	6.5 / 1000	6.5 / 1000
	55	めつき業	7 / 1000	<b>6.5</b> / 1000
	56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	5 / 1000	5 / 1000
	57	電気機械器具製造業	2.5 / 1000	<b>3</b> / 1000
	58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	4 / 1000	4 / 1000
59	船舶製造又は修理業	23 / 1000	23 / 1000	
60	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	2.5 / 1000	2.5 / 1000	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5 / 1000	3.5 / 1000	
61	その他の製造業	6.5 / 1000	<b>6</b> / 1000	
運輸業	71	交通運輸事業	4 / 1000	4 / 1000
	72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	9 / 1000	<b>8.5</b> / 1000
	73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	9 / 1000	9 / 1000
	74	港湾荷役業	13 / 1000	<b>12</b> / 1000
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3 / 1000	3 / 1000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13 / 1000	13 / 1000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13 / 1000	13 / 1000
	93	ビルメンテナンス業	5.5 / 1000	<b>6</b> / 1000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5 / 1000	6.5 / 1000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5 / 1000	2.5 / 1000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3 / 1000	3 / 1000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5 / 1000	2.5 / 1000
94	その他の各種事業	3 / 1000	3 / 1000	
	90	船舶所有者の事業(※1)	47 / 1000	<b>42</b> / 1000

※1 平成22年1月1日に雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)により、船員保険事業のうち職務上疾病及び年金部門が労災保険に統合されることに伴い「船舶所有者の事業」を新設した。  
 ※2 業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」を元請として行っている場合、H30.4.1~R6.3.31の間に開始した工事についての労災保険率等については、次ページの<注意事項>を参照。

# 労務費率表

H30.4.1  
改定

R6.4.1  
改定

事業の種類分類	事業の種類		請負金額に 乗ずる率	請負金額に 乗ずる率
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業		19%	19%
	道路新設事業		19%	19%
	舗装工事業		17%	17%
	鉄道又は軌道新設事業		24%	<b>19%</b>
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）		23%	23%
	既設建築物設備工事業		23%	23%
	機械装置の組立て 又は 据付けの事業	組立又は取付に関するもの	38%	38%
		その他のもの	21%	21%
その他の建設事業		24%	<b>23%</b>	

## <注意事項>

業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」を元請として行っている場合、平成30年4月から令和6年3月までの間に開始した工事については、以下の労務費率及び労災保険率によります。

工事開始時期	労務費率	労災保険率
平成30年4月1日～ 令和3年1月31日	18%	64/1000
	実支払賃金額用いて 算出する場合	62/1000
令和3年2月1日～ 令和3年3月31日	18%	64/1000
令和3年4月1日～ 令和6年3月31日	19%	62/1000

## 第二種特別加入保険料率表

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	H30.4.1 改定	R6.4.1 改定
		第二種 特別加入 保険料率	第二種 特別加入 保険料率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災保険法施行規則」という。)第46条の17第1号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業)	12 /1000	<b>11</b> /1000
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業(建設業の一人親方)	18 /1000	<b>17</b> /1000
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業(漁船による自営業者)	45 /1000	45 /1000
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業(林業の一人親方)	52 /1000	52 /1000
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業(医薬品の配置販売業者)	7 /1000	<b>6</b> /1000
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業(再生資源取扱業者)	14 /1000	14 /1000
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業(船員法第1条に規定する船員が行う事業)	48 /1000	48 /1000
特 8	労災保険法施行規則第46条の17第8号の事業(柔道整復師)	3 /1000	3 /1000
特 9	労災保険法施行規則第46条の17第9号の事業(創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者)	3 /1000	3 /1000
特 10	労災保険法施行規則第46条の17第10号口の事業(あん摩マッサージ指圧師、はり師又は きゅう師)	3 /1000	3 /1000
特 11	労災保険法施行規則第46条の17第11号口の事業(歯科技工士)	3 /1000	3 /1000
特 12	労災保険法施行規則第46条の18第1号口の作業(指定農業機械従事者)	3 /1000	3 /1000
特 13	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業(職場適応訓練受講者)	3 /1000	3 /1000
特 14	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業(金属等の加工、洋食器加工作業)	15 /1000	<b>14</b> /1000
特 15	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業(履物等の加工の作業)	6 /1000	<b>5</b> /1000
特 16	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業(陶磁器製造の作業)	17 /1000	17 /1000
特 17	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業(動力機械による作業)	3 /1000	3 /1000
特 18	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業(仏壇、食器の加工の作業)	18 /1000	18 /1000
特 19	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業(事業主団体等委託訓練従事者)	3 /1000	3 /1000
特 20	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業(特定農作業従事者)	9 /1000	9 /1000
特 21	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業(労働組合等常勤役員)	3 /1000	3 /1000
特 22	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業(介護作業従事者及び家事支援従事者)	5 /1000	5 /1000
特 23	労災保険法施行規則第46条の18第6号の作業(芸能関係作業従事者)	3 /1000	3 /1000
特 24	労災保険法施行規則第46条の18第7号の作業(アニメーション制作作業従事者)	3 /1000	3 /1000
特 25	労災保険法施行規則第46条の18第8号の作業(情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者)	3 /1000	3 /1000

## 第三種特別加入保険料率

対象	H30.4.1 改定	R6.4.1 改定予定
	第三種 特別加入 保険料率	第三種 特別加入 保険料率
海外で行われる事業に派遣される労働者等	3 /1000	3 /1000

《 公共職業安定所一覧 》

名 称	郵便番号及び所在地	電話番号
川口公共職業安定所	〒332-0031 川口市青木3-2-7	048-251-2901
熊谷公共職業安定所	〒360-0014 熊谷市箱田5-6-2	048-522-5656
本庄出張所	〒367-0053 本庄市中央2-5-1	0495-22-2448
大宮公共職業安定所	〒330-0852 さいたま市大宮区大成町1-525	048-667-8609
川越公共職業安定所	〒350-1118 川越市豊田本1-19-8	049-242-0197
東松山出張所	〒355-0073 東松山市上野本1088-4	0493-22-0240
浦和公共職業安定所	〒330-0061 さいたま市浦和区常盤5-8-40	048-832-2461
所沢公共職業安定所	〒359-0042 所沢市並木6-1-3	04-2992-8609
飯能出張所	〒357-0021 飯能市双柳94-15	042-974-2345
秩父公共職業安定所	〒369-1871 秩父市下影森1002-1	0494-22-3215
春日部公共職業安定所	〒344-0036 春日部市下大増新田61-3	048-736-7611
行田公共職業安定所	〒361-0023 行田市長野943	048-556-3151
草加公共職業安定所	〒340-8509 草加市弁天4-10-7	048-931-6111
朝霞公共職業安定所	〒351-0011 朝霞市本町1-1-37	048-463-2233
越谷公共職業安定所	〒343-0023 越谷市東越谷1-5-6	048-969-8609

《 労働基準監督署一覧 》

名 称	郵便番号及び所在地	電話番号
さいたま労働基準監督署	〒330-6014 さいたま市中央区新都心11-2 明治生命さいたま新都心ビル14階	048-600-4802
川口労働基準監督署	〒332-0015 川口市川口2-10-2	048-252-3804
熊谷労働基準監督署	〒360-0856 熊谷市別府5-95	048-533-3611
川越労働基準監督署	〒350-1118 川越市豊田本1-19-8	049-242-0893
春日部労働基準監督署	〒344-8506 春日部市南3-10-13	048-735-5228
所沢労働基準監督署	〒359-0042 所沢市並木6-1-3	04-2995-2586
行田労働基準監督署	〒361-8504 行田市桜町2-6-14	048-556-4195
秩父労働基準監督署	〒368-8609 秩父市上宮地町23-24	0494-22-3725
埼玉労働局総務部 労働保険徴収課 事務組合係	〒330-6015 さいたま市中央区新都心11-2 明治生命さいたま新都心ビル15階	048-600-6203